

第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画

令和7年2月 宮若市

目次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 1. 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3. 計画期間と第1期宮若市こども計画との関係・・・・・・・・・・2

第2章 宮若市のこども・子育て家庭を取り巻く現状・・・・・・・・4

- 1. 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (1) 総人口の推移 4
 - (2) 就学前（0歳から5歳まで）の人口の推移 5
 - (3) 小学生（6歳から11歳まで）の人口の推移 5
- 2. 出生の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (1) 出生数の推移 6
 - (2) 合計特殊出生率の推移 6
- 3. 婚姻の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - (1) 婚姻件数・離婚件数の推移 7
 - (2) 婚姻率の推移 7
 - (3) 未婚率 7
- 4. 人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 - (1) 人口動態の推移 9
- 5. 世帯の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - (1) 一般世帯、1世帯当たりの人員の推移 11
 - (2) 世帯構成・18歳未満の児童のいる世帯 11
 - (3) 母子世帯・父子世帯 12
- 6. 就労状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - (1) 男女別就業率 13
 - (2) 女性の年齢別就業率 14
- 7. 児童関連施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
 - (1) 認可保育所の状況 16
 - (2) 幼稚園の状況 16
 - (3) 認定こども園の状況 17
 - (4) 地域型保育事業所の状況 18
 - (5) 届出保育施設（企業主導型保育施設を含む）の状況 18
 - (6) 学童保育所の状況 19
 - (7) 小学校・中学校の状況 19

第3章 アンケート調査からみる現状・・・・・・・・・・・・・・・・21

- 1. アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - (1) 就学前のこどもの保護者に対するアンケート 21
 - (2) 小学生の保護者に対するアンケート 21
- 2. アンケート調査の結果（一部）・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - (1) 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無 21

- (2) 母親の就労状況 22
- (3) パート・アルバイト等で働く母親のフルタイム就労への転換希望 24
- (4) 就労する母親の1週間の勤務日数 25
- (5) 現在利用している教育・保育の事業の実施場所（市内か市外か） 26
- (6) 現在利用している、いないに関わらず、これから定期的に利用したい教育・保育の事業（複数回答可） 27
- (7) 病気やケガで普段利用している教育・保育の事業や小学校に通えなかった際の対処（R5年度の1年間） 28
- (8) 病児・病後児保育施設の利用意向（保護者が休んだを選んだ場合） 30
- (9) 学童保育所の利用意向 31
- (10) ファミリー・サポート・センターの利用意向 32
- (11) 宮若市の子育て施策に対する満足度 34

第4章 計画の全体像と事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

2. 基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

3. 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

- (1) 将来のこどもの数の推計 36
- (2) 教育・保育の提供 38
 - ① 1号認定こども（教育標準時間認定こども） 39
 - ② 2号認定こども（満3歳以上の保育認定こども） 40
 - ③ 3号認定こども（満3歳未満の保育認定こども） 43
- (3) 地域子ども・子育て支援事業 48
 - ① 時間外保育事業（延長保育事業） 48
 - ② 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり） 49
 - ③ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 50
 - ④ 放課後児童健全育成事業（学童保育所） 51
 - ⑤ 病児保育事業 53
 - ⑥ 地域子育て支援拠点事業 54
 - ⑦ 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く） 55
 - ⑧ 子育て援助活動支援事業（就学児対象） 57
 - ⑨ 児童育成支援拠点事業 58
 - ⑩ 利用者支援事業 59
 - ⑪ 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援） 61
 - ⑫ 妊婦健康診査 62
 - ⑬ 養育支援訪問事業 63
 - ⑭ 産後ケア事業 64
 - ⑮ 乳幼児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問） 65
 - ⑯ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会） 66
 - ⑰ 子育て短期支援事業（ショートステイ） 67
 - ⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 68
 - ⑲ 子育て世帯訪問支援事業 69
 - ⑳ 親子関係形成支援事業 70

4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保・・・・・・・・・・ 71

- (1) 認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及 71
- (2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進 71
 - ① 外国につながるこどもへの支援・配慮 71

- ②幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上 71
- ③処遇改善を始めとする労働環境への配慮 71
- ④教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施 71
- ⑤教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の推進 71
- (3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続 71
- (4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携 72

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・・・・・・・・72

- (1) 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法の検討 72
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使 72

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73

1. 宮若市子ども・子育て会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73

- (1) 宮若市子ども・子育て会議（第6期）の開催実績 73
- (2) 宮若市子ども・子育て会議（第6期）の委員構成 73

2. パブリックコメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

子ども・子育て新制度の創設

少子化の進行、子育て家庭の孤立、保育所の待機児童の問題などを背景に、子どもを産み、育てやすい社会を形成していくことを目的に、平成24年（2012年）8月に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が成立し、子ども・子育て新制度が創設され、平成27年（2015年）4月にスタートしました。

これまで、高齢者を中心とした社会保障の枠組みに「子育て支援」が位置づけられ、消費税の引上げにより財源を確保し、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量を拡充することとし、平成26年（2014年）4月に消費税が5%から8%に引き上げられました。

新制度では、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付制度である「子どものための教育・保育給付」が創設されました。加えて、働き続ける女性が増えたことで、幼稚園が定員割れし、保育所が不足する状況があったことから、幼稚園から認定こども園に転換することも促進されました。

また、幼児教育・保育だけでなく、家庭の実情に応じた子育て支援を実施するため、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業などの市町村が行う13事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられました。

そして、この新制度の実施主体は市町村と定められました。市町村は子育てに関する地域のニーズを把握した上で、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられ、この計画に基づいて、待機児童が発生しない受け皿等の確保に取り組むことになりました。計画の策定に当たっては、子ども・子育て会議で審議することも、子ども・子育て支援法に規定されました。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年（2015年）3月に第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度〔2015年度〕～令和元年度〔2019年度〕）を策定しました。

教育・保育の無償化

子ども・子育て新制度により、社会全体で子育てを支援する体制が整えられましたが、少子化対策として、子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年（2019年）10月から、3歳から5歳までのす

べてのこどもの幼稚園・保育所・認定こども園の費用が無償化されました。また、保育の必要性が認められる場合には、幼稚園の預かり保育なども無償とされました。

この財源は、同時に10%に引き上げられた消費税が財源とされました。

子育てに係る経済的負担の軽減が図られたものの、子育て支援制度が複雑化し、施設や行政の負担が増加した側面も見られます。

本市では、令和2年（2020年）2月に第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度〔2020年度〕～令和6年度〔2024年度〕）を策定しました。また、同年4月から待機児童対策として、企業主導型保育施設の利用を促進するための補助金制度や待機児童を子育て支援センターで預かる固定枠預かり事業を開始しました。

こどもまんなか社会の実現に向けて

令和2年（2020年）2月から新型コロナウイルス感染症への対応が社会全体の課題となりました。教育現場や保育所等の施設では感染予防や感染者が発生した場合の対応などが大きな負担となりました。子どもたちもマスクを着用し、感染の不安を抱える生活が続き、行事やイベントがなくなったり、他者との交流が減ったりと、気持ちが華やぐような機会が減ってしまいました。

コロナ禍の中、政府では少子化や児童虐待、こどもの貧困などの諸問題に向き合い、こどもの最善の利益を第一とし、こどもに関する取組・政策を社会全体の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現するために、こども家庭庁の創設を進め、令和5年（2023年）4月に発足しました。

また、令和4年（2022年）6月に、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども基本法が制定され、令和5年（2023年）4月に施行されました。このこども基本法に基づき、従来個別に定められていた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化したこども大綱が、同年12月に策定されました。市町村は、このこども大綱に基づいて、市町村こども計画を策定することが努力義務とされました。

子ども・子育て支援事業計画は、市町村こども計画と一体のものとして策定できることとされました。また、地域子ども・子育て支援事業に従来の13事業に加えて、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」「妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援給付金の伴走型相談支援）」「産後ケア事業」が追加され、子ども・

子育て支援事業計画において、その事業見込を立てることが必要となりました。さらに、子ども・子育て支援法の改正で、これまでの子どものための教育・保育給付に加え、乳児等のための支援給付、いわゆる「こども誰でも通園制度」が規定され、令和8年（2026年）4月から市町村が実施することになりました。

このように、こどもに関する施策については、制度の充実が図られる一方、市町村はその変化に対応しながら、限られたスタッフの中で、子育てに悩む保護者に寄り添い、保護者の就労を支援しながら、こどもは守るべき存在であると同時に、思いや考えを持つ社会の一員であることを再認識し、地域社会

全体に、こどもや子育てに対する理解を深めてもらう必要があります。

本市では、第2期計画が令和6年度（2024年度）未までを計画期間とするため、第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度〔2025年度〕～令和11年度〔2029年度〕）を策定します。これまで通り、基礎自治体として、地域のニーズと人口等の変化を把握して、施策や事業の方向を定めることを基本とします。同時に、こどもの貧困対策やこども・若者に対する支援を含めた第1期宮若市こども計画の策定をすることから、一旦、第3期子ども・子育て支援事業計画として策定しますが、こども計画と一体化させる予定としております。

2. 計画の性格と位置付け

本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。上位計画である第2次宮若市総合計画、第2期宮若市地域福祉計画の基本的な方向と整合しています。ま

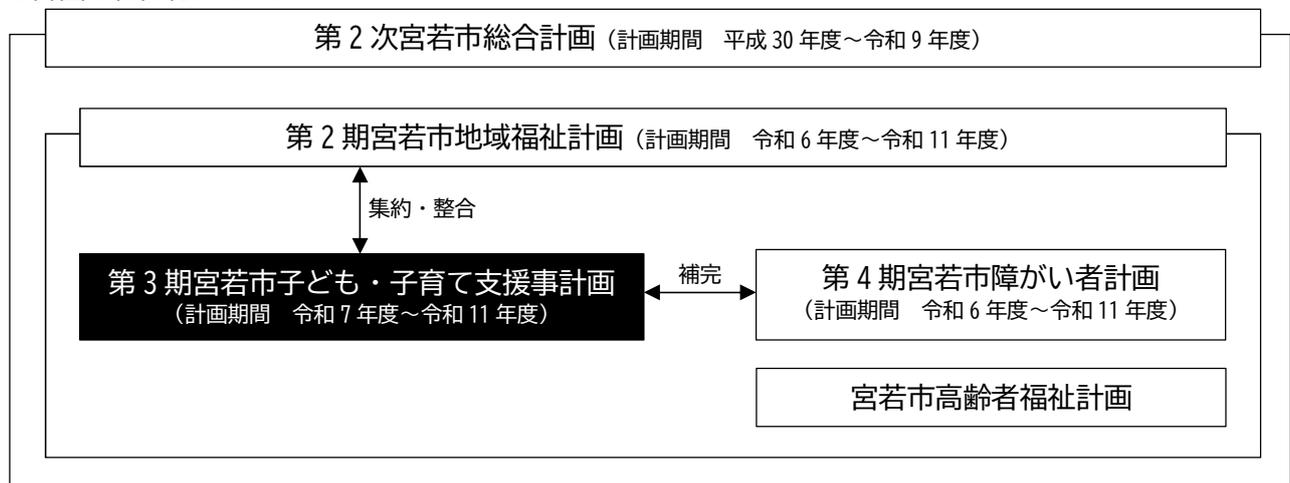
た、第4期宮若市障がい者計画に掲げる事業と補完し合いながら、こどもや子育て家庭の福祉増進に取り組むものです。

○子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

○計画の位置付けのイメージ



3. 計画期間と第1期宮若市こども計画との関係

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

令和7年度（2025年度）の秋頃を目途に、こども基本法第10条第2項に基づき、第1期宮若市こども計画（計画期間（予定）：令和7年〔2025年〕秋頃～令和11年度〔2029年度〕）を策定する予定ですが、その過程で、本計画と一体化（一つの計画書と

して構成し直すこと）で、こどもに関する施策を市民や関係者に分かりやすく示すことができるように努めます。

なお、本計画については、令和9年度（2027年度）を中間見直しの時期とし、令和10・11年度の2カ年について見直します。

○こども基本法

(都道府県こども計画等)

第十条

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

計画名	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)
第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画	● 4月スタート				
第1期宮若市こども計画					
「子ども・若者計画」「こどもの貧困対策計画」「次世代育成支援行動計画」「少子化対策」などを含み、こどもに関する施策を一体的に推進		● 秋頃スタート(予定)			→

第2章 宮若市のこども・子育て家庭を取り巻く現状

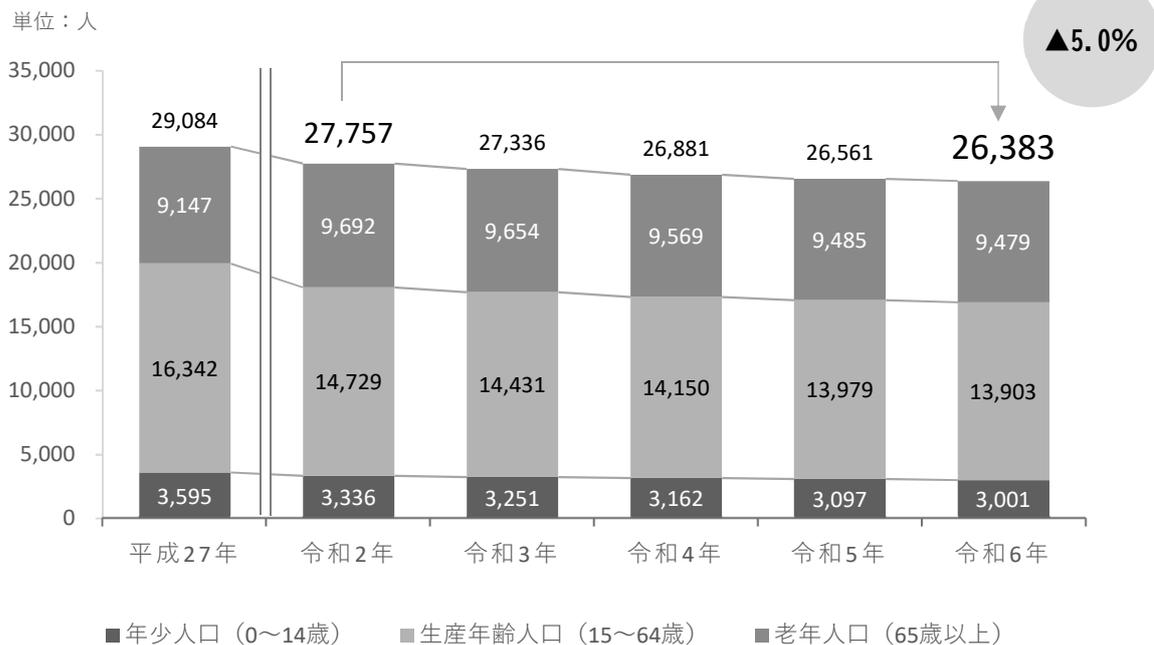
1. 人口の推移

(1) 総人口の推移

令和6年(2024年)は令和2年(2020年)比で、1,374人(5.0%)減少しています。

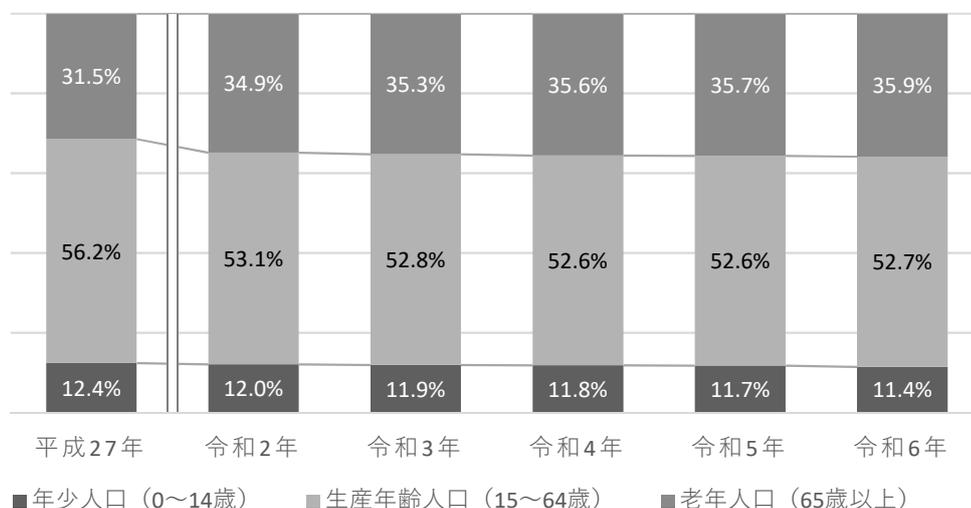
・平成27年(2015年)と比較して、2,701人(9.3%)減少しています。
 ・年少人口・生産年齢人口が減少し、老年人口が増加していましたが、老年人口も令和3年(2021年)から減少に転じています。

図表2-1



資料：住民基本台帳（各年3月末日時点）

図表2-2



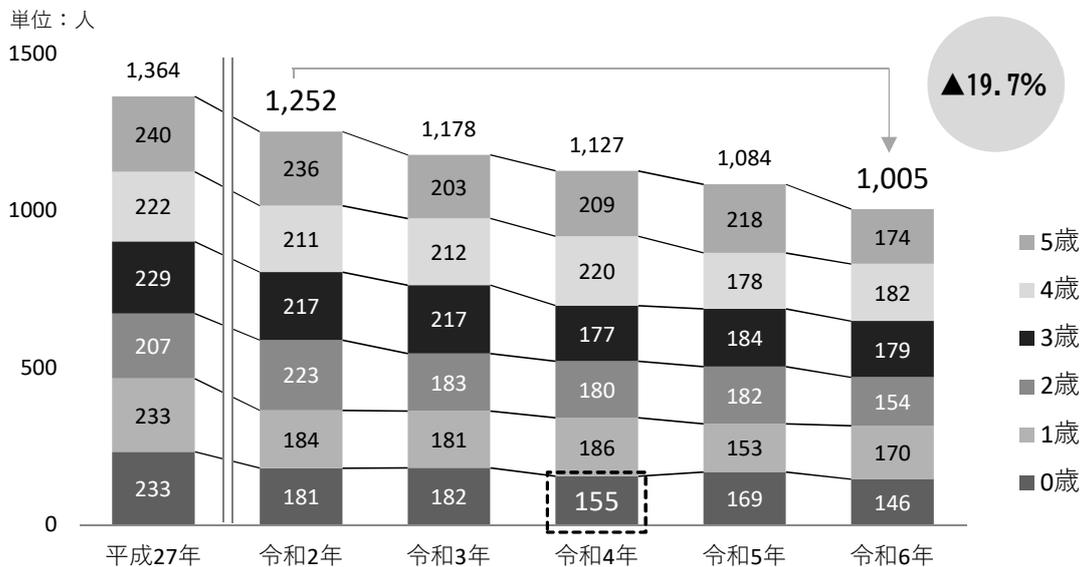
資料：住民基本台帳（各年3月末日時点）

(2) 就学前（0歳から5歳まで）の人口の推移

令和6年（2024年）は令和2年（2020年）比で、247人（19.7%）減少し、本市における1世代分に相当します。

- ・平成27年（2015年）と比較して、359人（26.3%）減少しています。
- ・令和4年（2022年）の0歳児（155人。図表の囲み部分）は令和3年（2021年）4月から翌年3月に生まれたこどもで、前年に比べ、27人減となっています。

図表2-3



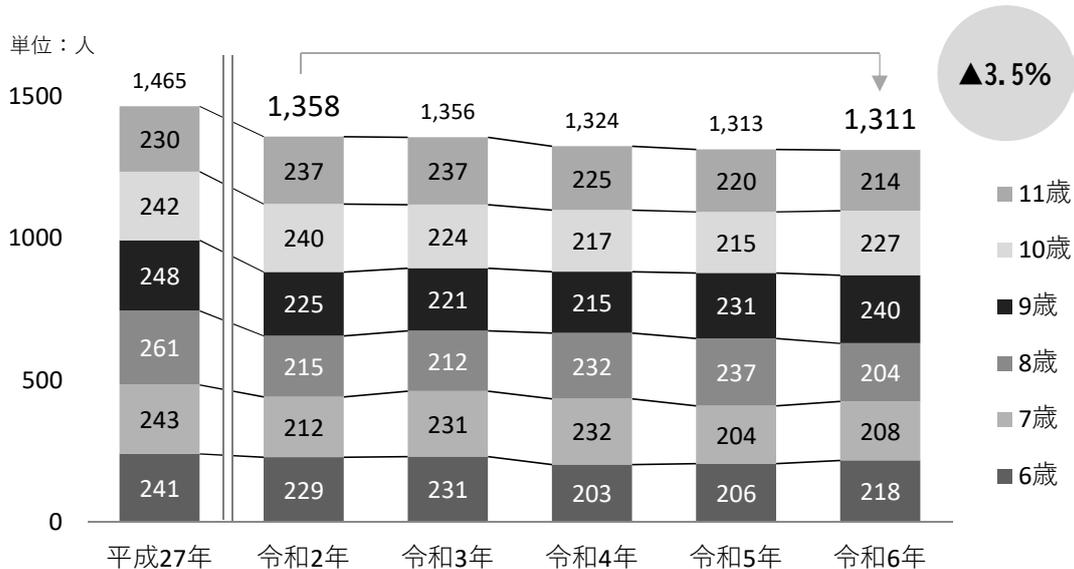
資料：住民基本台帳（各年3月末日時点）

(3) 小学生（6歳から11歳まで）の人口の推移

就学前と比較すると、緩やかな減少傾向ですが、令和7年（2025年）から減少幅が大きくなります。

- ・令和6年（2024年）は令和2年（2020年）と比較して、47人（3.5%）減少しています。
- ・就学前と比較すると、減少傾向が緩やかで、光陵ワンダーガーデンズの造成による転入などの要因が考えられます。

図表2-4



資料：住民基本台帳（各年3月末日時点）

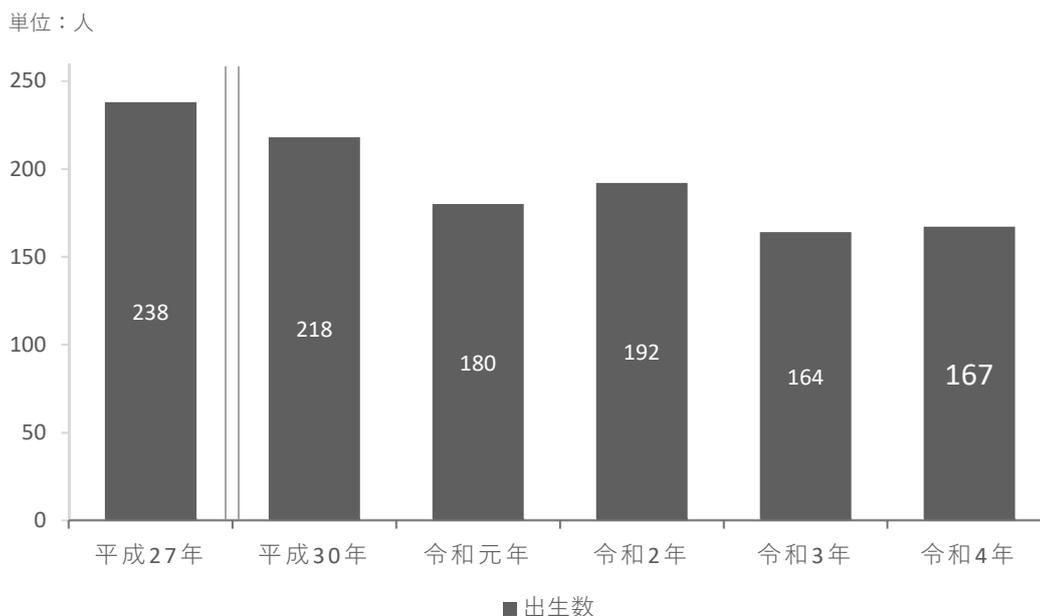
2. 出生の動向

(1) 出生数の推移

令和3年(2021年)・4年(2022年)は過去と比較すると、大幅に出生数が減少しています。

・平成27年(2015年)から令和元年(2019年)までの5年間の平均が214人で、この数値と令和4年(2022年)と比較すると、47人(22.0%)減少となっています。

図表2-5



資料：人口動態調査

(2) 合計特殊出生率の推移

令和2年(2020年)は1.79で、全国・福岡県を上回っています。

・なお、全国、福岡県は令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までの数値が公表されており、全国は1.3→1.26→1.2で令和5年は過去最低を更新しています。福岡県は1.37→1.33→1.26で過去最低タイとなっています。

図表2-6

	平成30年	令和元年	令和2年
全国	1.42	1.36	1.33
福岡県	1.49	1.44	1.41
宮若市	1.93	1.59	1.79

資料：人口動態調査

合計特殊出生率

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

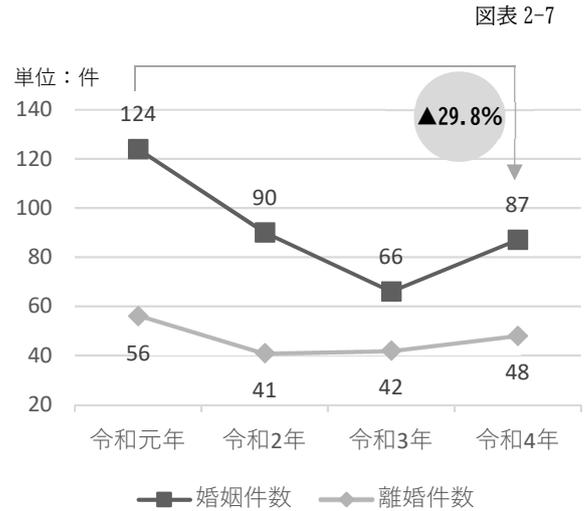
総人口を維持するためには、2.07を維持することが必要とされる。

3. 婚姻の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

令和3年(2021年)は大幅に結婚件数が減少しましたが、令和4年(2022年)は増加に転じました。

- ・婚姻件数は令和2年(2020年)、令和3年(2021年)と大幅に減少しましたが、令和4年(2022年)は前年から増加に転じています。減少については、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます。
- ・離婚件数は令和2年(2020年)以降40件台となっており、平成27年(2015年)から令和元年(2019年)までの5年間の平均55.6件より減少しています。



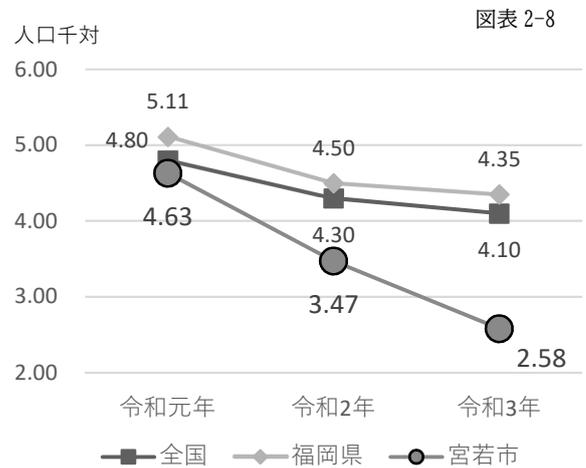
(2) 婚姻率の推移

減少傾向が続いています。

- ・全国、福岡県とも婚姻率は低下していますが、宮若市は大幅に減少しています。
- ・上記(1)婚姻件数・離婚件数に見られるとおり、婚姻件数の大幅な減少が婚姻率の低下につながっています。

婚姻率

人口千人に対する婚姻件数。

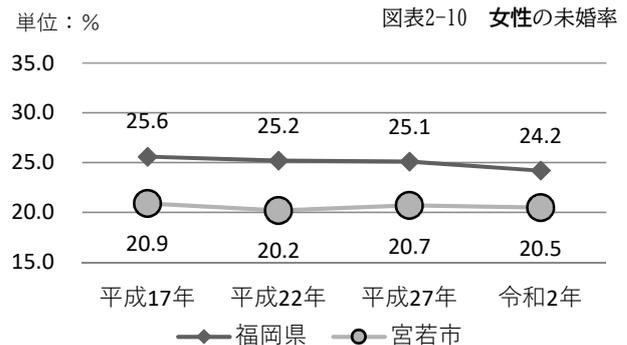
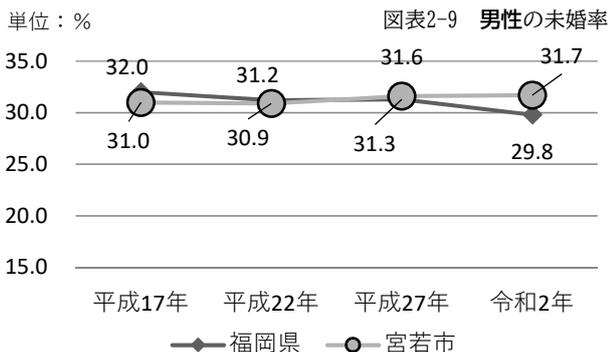


(3) 未婚率

令和2年の国勢調査では男女とも、15歳から49歳までの年齢階層のほとんどで、福岡県と比較し未婚率が高くなっています(図表2-11参照)。

・平成17年(2005年)から、男性は30%台前半、女性は20%程度で推移しており、国勢調査の上では大きな変化がありません。

・15歳以上の総数で福岡県と比較すると、女性は未婚率が低くなっていますが、15歳から49歳までに絞ると、福岡県と同程度で、44%程度となっています。



図表 2-11

	男性				女性			
	宮若市			福岡県 未婚率	宮若市			福岡県 未婚率
	総数 (人)	未婚実数 (人)	未婚率		総数 (人)	未婚実数 (人)	未婚率	
15歳以上総数	10,707	3,398	31.7%	29.8%	12,330	2,528	20.5%	24.2%
15~49歳	4,556	2,483	54.5%	48.8%	4,268	1,880	44.0%	44.2%
15~19歳	638	635	99.5%	98.7%	512	510	99.6%	98.9%
20~24歳	513	462	90.1%	86.1%	453	389	85.9%	85.4%
25~29歳	550	361	65.6%	61.5%	503	276	54.9%	57.9%
30~34歳	603	270	44.8%	40.8%	635	202	31.8%	34.8%
35~39歳	689	236	34.3%	30.2%	665	164	24.7%	24.3%
40~44歳	749	234	31.2%	25.6%	739	166	22.5%	20.4%
45~49歳	814	285	35.0%	23.9%	761	173	22.7%	18.5%

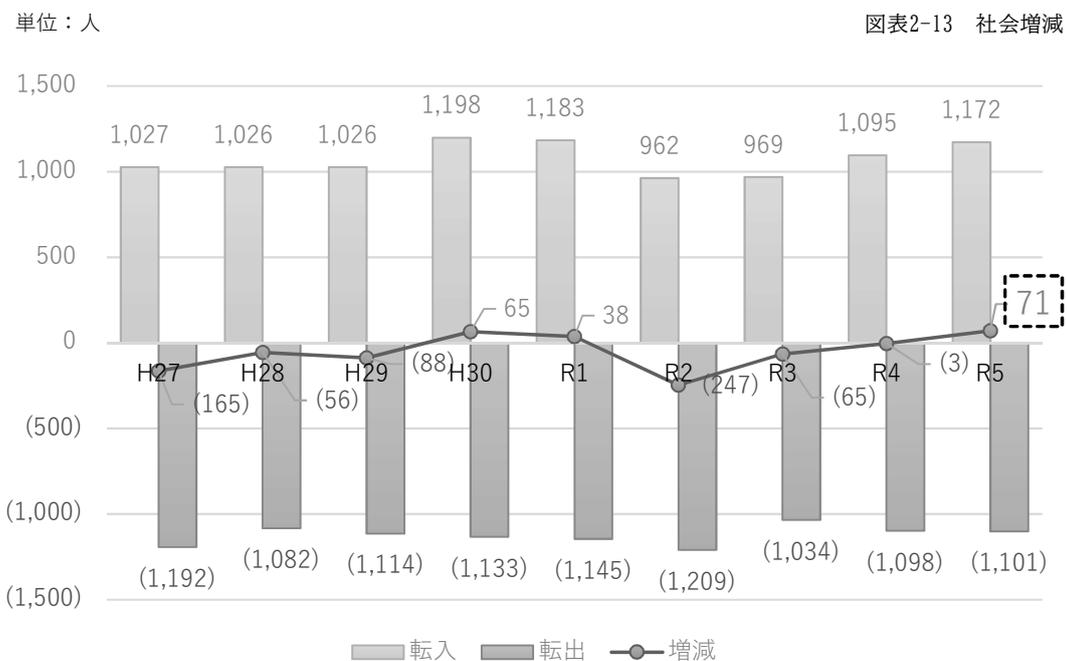
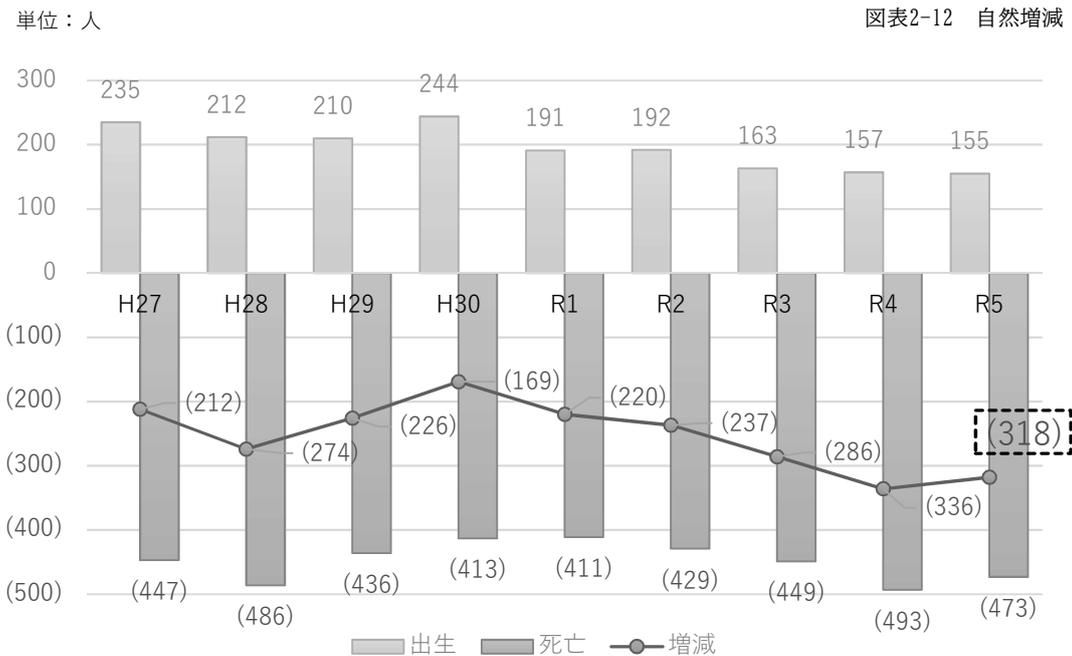
資料：令和2年国勢調査

4. 人口動態

(1) 人口動態の推移

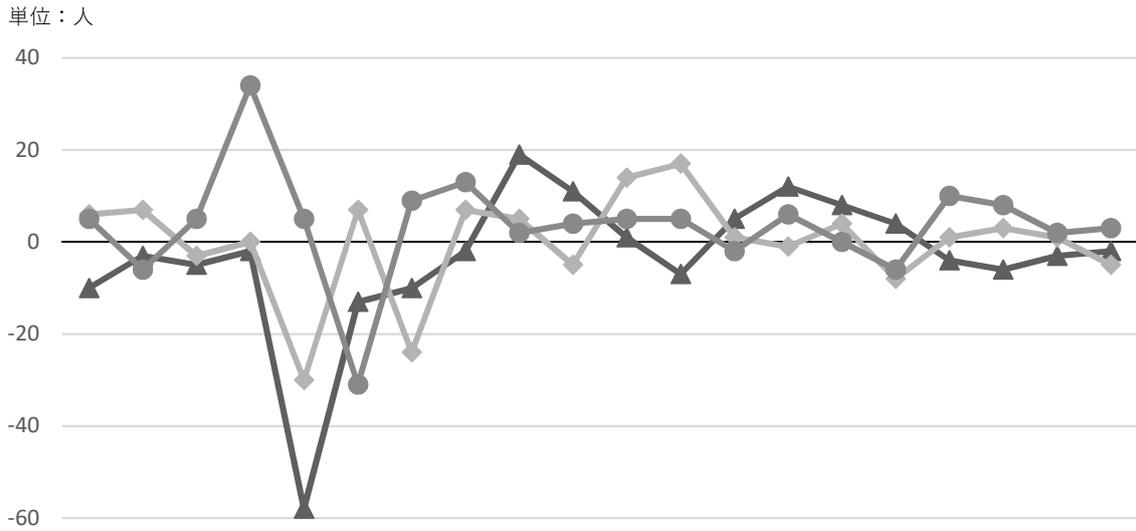
社会増減は海外からの転入などもあり、令和5年（2023年）は転入が転出を上回っています。

- ・自然増減と社会増減の2つから見ると、宮若市の人口減少の大きな理由は、高齢化によることが分かります。
- ・転入超過の要因は、海外からの転入が考えられます。



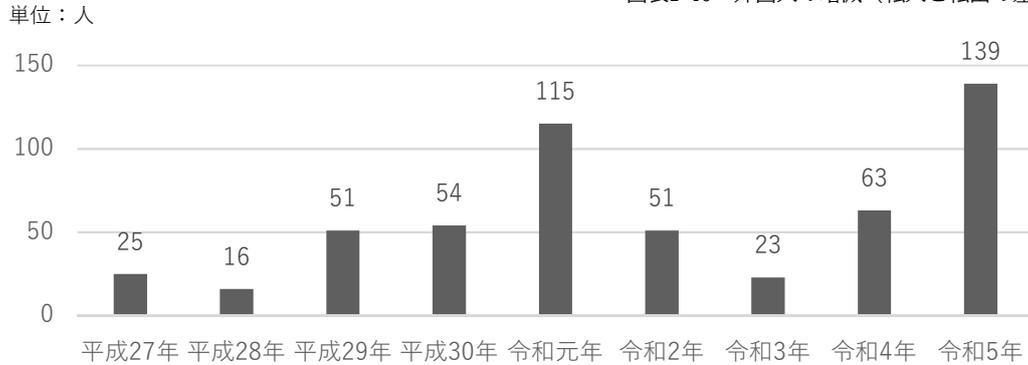
資料：図表 2-12・2-13 とも福岡県の人口と世帯年報（前年10月～当年9月）

図表2-14 年齢階層別社会増減



年齢階層	0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～
▲ R3	-10	-3	-5	-2	-58	-13	-10	-2	19	11	1	-7	5	12	8	4	-4	-6	-3	-2
◆ R4	6	7	-3	0	-30	7	-24	7	5	-5	14	17	1	-1	4	-8	1	3	1	-5
● R5	5	-6	5	34	5	-31	9	13	2	4	5	5	-2	6	0	-6	10	8	2	3

図表2-15 外国人の増減（転入と転出の差）



資料：図表 2-14・2-15 とも福岡県の人口と世帯年報（前年10月～当年9月）

5. 世帯の動向

(1) 一般世帯、1世帯当たりの人員の推移

一般世帯数、1世帯当たりの人員とも年々減少しています。

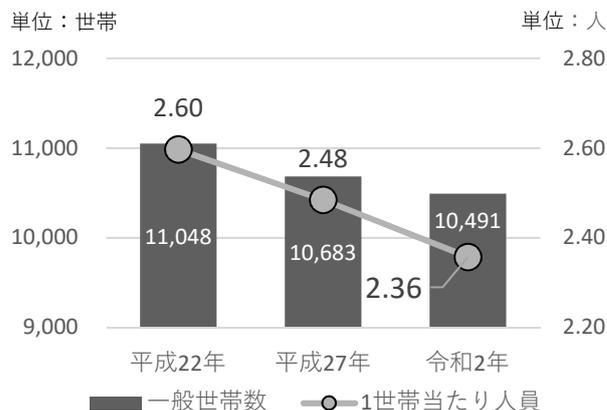
・全国、福岡県は一般世帯数が増加していますが、宮若市は減少しており、平成27年(2015年)と令和2年(2020年)を比較すると、一般世帯数は192世帯(1.8%)減少しています。

図表 2-16

A：一般世帯数（単位：世帯） B：1世帯当たりの人員（単位：人）

		平成22年	平成27年	令和2年
全国	A	51,842,307	53,331,797	55,704,949
	B	2.42	2.33	2.21
福岡県	A	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	B	2.35	2.26	2.15
宮若市	A	11,048	10,683	10,491
	B	2.60	2.48	2.36

図表2-17



資料：図表 2-16・2-17 いずれも国勢調査

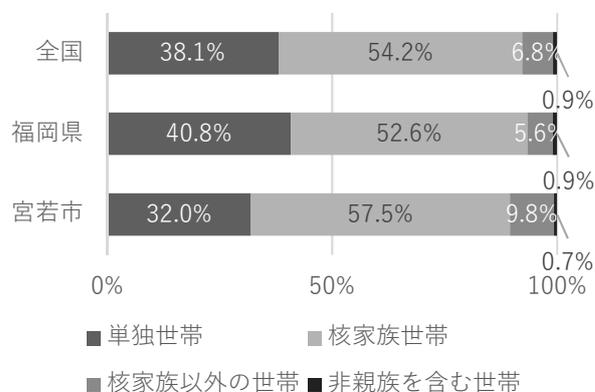
(2) 世帯構成・18歳未満の児童のいる世帯

宮若市は全国、福岡県と比較して、核家族世帯の割合が多くなっています。

・「核家族以外の世帯」も全国、福岡県と比較し、多くなっています。

・18歳未満の児童のいる世帯の割合は、全国、福岡県と大きな差はありませんが、平成27年(2015年)の数値と比較すると、262世帯(11.6%)減少しています。

図表2-19 (世帯構成不詳を除く)



資料：令和2年国勢調査

図表 2-18①

	一般世帯数	18歳未満の児童のいる世帯数	割合
全国	55,704,949	10,733,725	19.3%
福岡県	2,318,479	451,553	19.5%
宮若市	10,491	2,001	19.1%

資料：令和2年国勢調査

図表 2-18②

	一般世帯数	18歳未満の児童のいる世帯数	割合
宮若市	10,683	2,263	21.2%

資料：平成27年国勢調査

単位：図表 2-18①・② いずれも「世帯」(割合を除く)

・単独世帯

世帯員が1人だけの世帯。未婚のほか、離別・死別・こどもの独立などにより単身で暮らす人

・核家族世帯

夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚のこどもからなる世帯

・核家族以外の世帯

2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯

・非親族を含む世帯

2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

(3) 母子世帯・父子世帯 一般世帯数の減少に伴い、母子世帯 数も減少しています。

図表 2-20 母子世帯の推移

A：一般世帯数 B：母子世帯数（A・B 単位：世帯）
C：構成比

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
福岡県	A	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	B	39,386	40,071	35,804
	C	1.9%	1.8%	1.5%
宮若市	A	11,048	10,683	10,491
	B	277	256	238
	C	2.5%	2.4%	2.3%

- ・母子世帯数は、平成 27 年（2015 年）と令和 2 年（2020 年）を比較すると、18 世帯（7%）減少しています。
- ・父子世帯数もわずかに減少しています。

図表 2-21 父子世帯の推移

A：一般世帯数 B：父子世帯数（A・B 単位：世帯）
C：構成比

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
福岡県	A	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	B	3,643	3,646	3,280
	C	0.2%	0.2%	0.1%
宮若市	A	11,048	10,683	10,491
	B	24	21	19
	C	0.2%	0.2%	0.2%

資料：図表 2-20・2-21 いずれも国勢調査（他の世帯員を含む母子世帯を含んでいない）

6. 就労状況

(1) 男女別就業率

男性の就業者数の減少が続いています。女性は就業率が上昇しています。

- ・女性の就業率は全国、福岡県とも上昇しています。
- ・宮若市は全国、福岡県と比較して就業率が低くなっています。

図表 2-22 男性の就業率の推移

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全国	総数 (人)	53,154,614	52,879,791	52,098,467
	就業者数 (人)	34,089,629	33,077,703	31,501,307
	就業率	64.1%	62.6%	60.5%
福岡県	総数 (人)	2,023,510	2,029,235	2,003,480
	就業者数 (人)	1,248,868	1,223,148	1,191,022
	就業率	61.7%	60.3%	59.4%
宮若市	総数 (人)	12,022	11,292	10,707
	就業者数 (人)	7,072	6,843	6,371
	就業率	58.8%	60.6%	59.5%

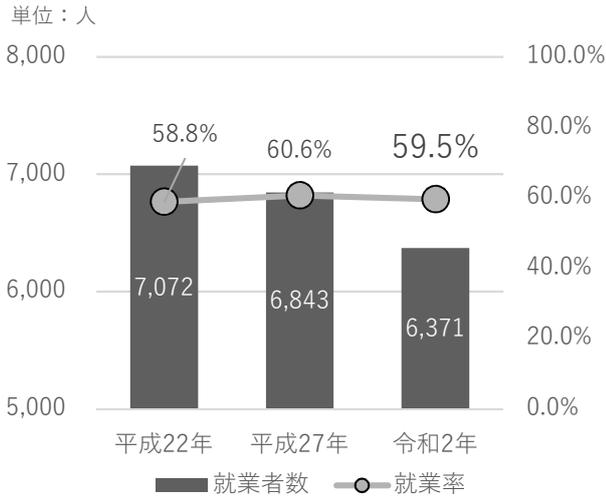
資料：国勢調査

図表 2-23 女性の就業率の推移

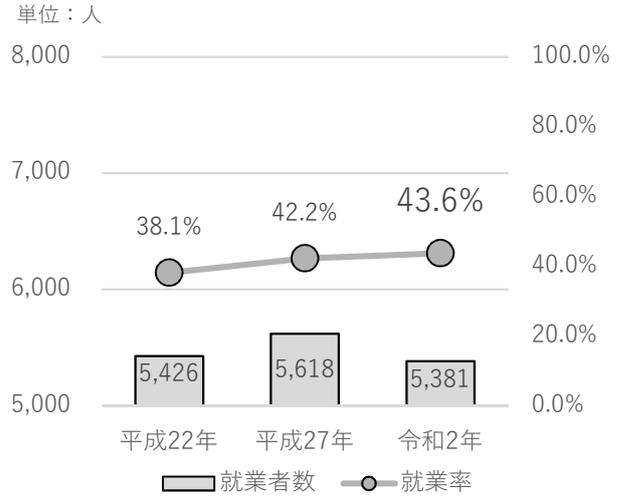
		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全国	総数 (人)	57,122,871	56,874,386	56,160,102
	就業者数 (人)	25,521,682	25,841,333	26,141,918
	就業率	44.7%	45.4%	46.5%
福岡県	総数 (人)	2,327,798	2,333,384	2,303,015
	就業者数 (人)	1,013,854	1,030,947	1,062,112
	就業率	43.6%	44.2%	46.1%
宮若市	総数 (人)	14,247	13,309	12,330
	就業者数 (人)	5,426	5,618	5,381
	就業率	38.1%	42.2%	43.6%

資料：国勢調査

図表2-24 男性の就業者数・就業率



図表2-25 女性の就業者数・就業率



資料：図表 2-24・2-25 いずれも国勢調査

(2) 女性の年齢別就業率

福岡県と比較し、各年代で就業率が高くなっています。

・図表 2-28 のとおり、平成 27 年（2015 年）と令和 2 年（2020 年）の宮若市の女性の就業率を比較すると、25～29 歳の階層が 13.4 ポイント、30～34 歳の階層が 6.8 ポイント、令和 2 年が上回っています。

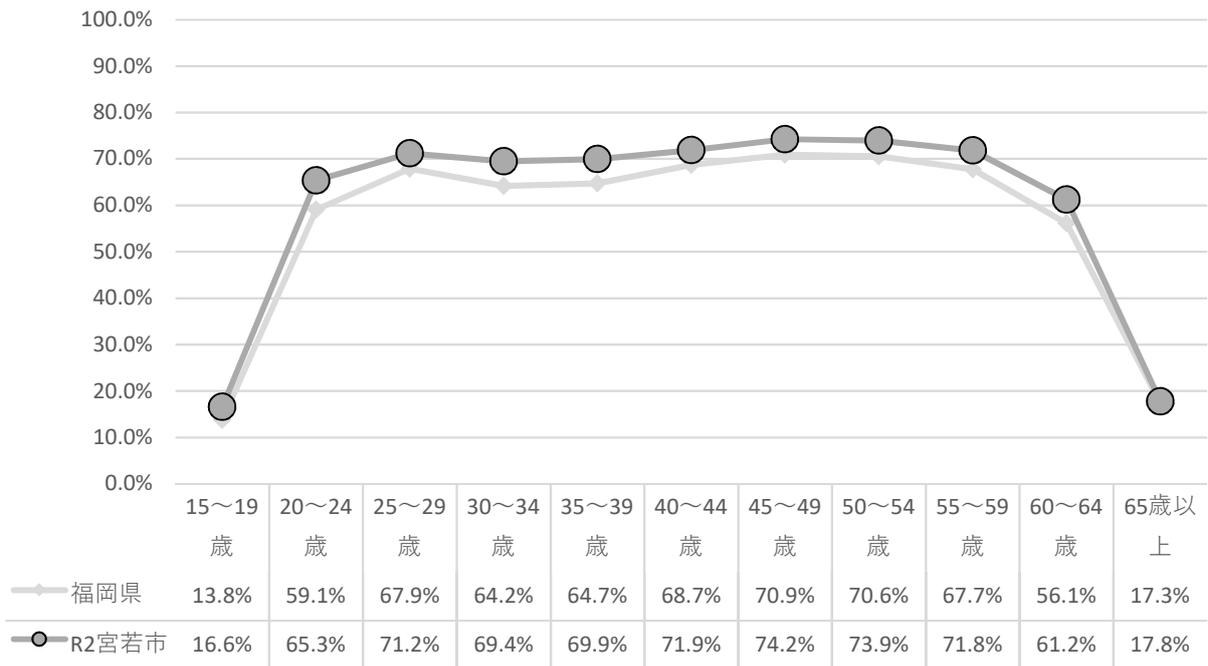
・60～64 歳の階層においても、令和 2 年が 9.8 ポイント上回っています。

図表 2-26 女性の年齢別就業率

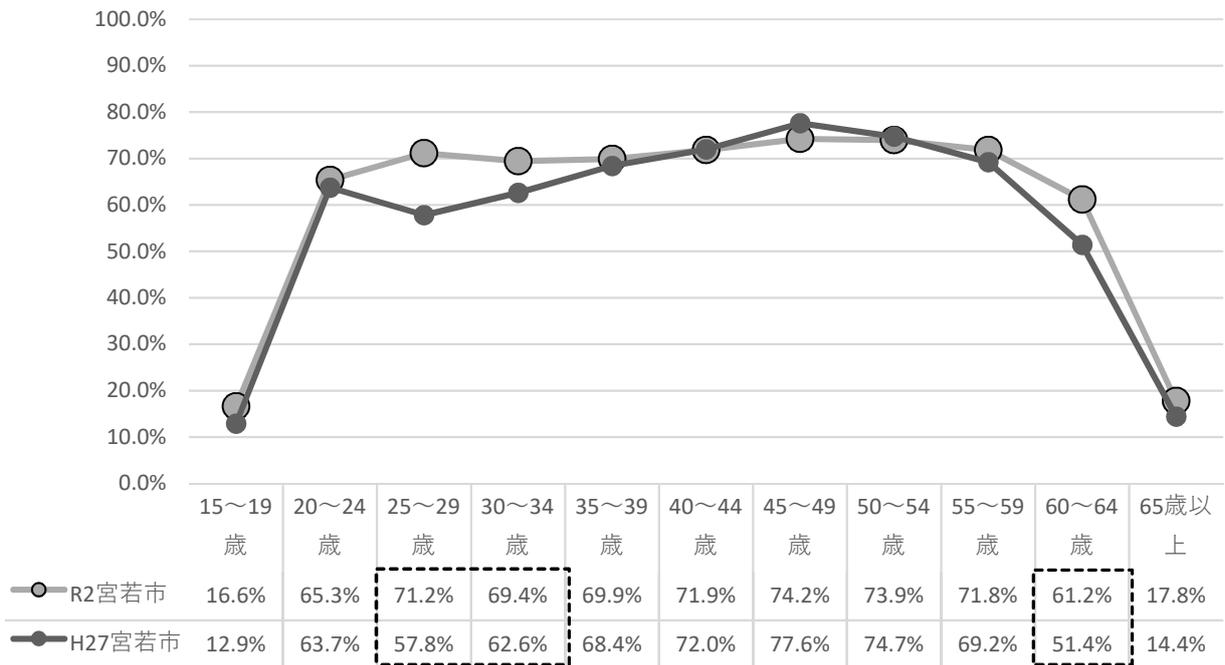
	福岡県			宮若市		
	総数 (人)	就業者数 (人)	就業率 (%)	総数 (人)	就業者数 (人)	就業率 (%)
15～19 歳	116,999	16,143	13.8%	512	85	16.6%
20～24 歳	126,199	74,573	59.1%	453	296	65.3%
25～29 歳	125,866	85,458	67.9%	503	358	71.2%
30～34 歳	135,526	86,996	64.2%	635	441	69.4%
35～39 歳	156,088	101,016	64.7%	665	465	69.9%
40～44 歳	172,342	118,479	68.7%	739	531	71.9%
45～49 歳	188,085	133,398	70.9%	761	565	74.2%
50～54 歳	164,166	115,861	70.6%	656	485	73.9%
55～59 歳	152,506	103,295	67.7%	799	574	71.8%
60～64 歳	154,055	86,462	56.1%	938	574	61.2%
65 歳以上	811,183	140,431	17.3%	5,669	1,007	17.8%

資料：令和 2 年国勢調査

図表2-27 女性の年齢別就業率（福岡県との比較）



図表2-28 女性の年齢別就業率（宮若市のH27・R2の比較）



7. 児童関連施設の状況

(1) 認可保育所の状況

ここ数年4月1日時点では、令和2年度（2020年度）を除き、入所児童数は利用定員を下回っています。少子化により、入所児童数は減少していますが、利用率は上昇しています。

・平成30年度（2018年度）末で公立保育所を1園閉園したため、全て私立保育所になっています。

・保育士確保が困難な状況にあったことから、令和3年（2021年）4月に宮田保育園の利用定員を30人減らしました。なないろ保育園は、定員（90人）を上回る児童の受入が可能であったため、令和4年（2022年）4月から利用定員を10人増やしました。

図表 2-29 宮若市内認可保育所（令和6年4月1日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間（延長時間を含む）
私立	宮田保育園	宮田 124 番地	120	午前7時～午後7時
私立	福丸保育園	福丸 504 番地	120	午前7時～午後7時
私立	なないろ保育園	本城 445 番地	100	午前7時～午後7時
私立	なないろ保育園 2	本城 441 番地	75	午前7時～午後7時
	合計		415	

図表 2-30 宮若市内認可保育所の入所状況の推移（各年4月1日時点）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳児童数（人）	1,345	1,252	1,178	1,127	1,084	1,005
入所児童数（人）	392	423	397	406	385	370
利用率	29.1%	33.8%	33.7%	36.0%	35.5%	36.8%

資料：図表 2-29・2-30 いずれも子育て福祉課

(2) 幼稚園の状況

宮田南幼稚園は令和3年（2021年）4月から3歳児保育を開始しました。

令和5年度（2023年度）から夏休み等の長期休業期間の預かり保育を開始しました。

・令和2年度（2020年度）末をもって、宮田北幼稚園を閉園しました。

・預かり保育は両園とも、通常の開園時は午後2時30分から午後5時までです。

図表 2-31 宮若市内幼稚園（令和6年4月1日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間（預かり保育時間含む）
公立	宮田南幼稚園	宮田 3461 番地	90	午前8時30分～午後5時
公立	若宮幼稚園	竹原 5 番地 1	200	午前8時30分～午後5時
	合計		290	

図表 2-32 宮若市内幼稚園の入所状況の推移（各年 4 月 1 日時点）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
3~5 歳児童数（人）	700	664	632	606	580	535
入所児童数（人）	146	135	122	105	97	86
利用率	20.9%	20.3%	19.3%	17.3%	16.7%	16.1%

資料：図表 2-31・2-32 いずれも教育総務課

(3) 認定こども園の状況

保護者の就労状況に関わらず、児童を受け入れることができる幼保連携型認定こども園が 1 園設置されています。

・平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から宮若さくらこども園が開園し、保育所籍においては利用定員を上回る児童を安定的に受け入れています。

図表 2-33 宮若市内認定こども園（令和 6 年 4 月 1 日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間
私立	宮若さくらこども園	磯光 1317 番地 136	保育所籍 185	午前 7 時～午後 7 時 （延長保育時間含む）
			幼稚園籍 45	午前 9 時～午後 5 時 （預かり保育時間含む）
	合計	230		

図表 2-34 宮若市内認定こども園の入所状況（各年 4 月 1 日時点）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0~5 歳児童数（人）	1,345	1,252	1,178	1,127	1,084	1,005
入所児童数 （保育所籍）（人）	250	226	222	200	208	205
入所児童数 （幼稚園籍）（人）	30	36	33	35	26	18
利用率	20.8%	20.9%	21.6%	20.9%	21.6%	22.2%

資料：図表 2-33・2-34 いずれも子育て福祉課・教育総務課

(4) 地域型保育事業所の状況

令和4年(2022年)11月に地域型保育事業所(事業所内保育事業所)として、ひよこ保育園が開園しました。

・以前より届出保育施設として運営されていたひよこ保育園を令和4年(2022年)11月から地域型保育事業所(事業所内保育事業所)として認可しました。

図表 2-35 宮若市内地域型保育事業所(令和6年4月1日時点)

区分	施設名	所在地	利用定員(人)	開所時間(延長時間を含む)
私立	ひよこ保育園	本城 1636 番地	従業員枠 18 地域枠 6	午前 6 時 30 分～午後 7 時 30 分
	合計		24	

図表 2-36 宮若市内地域型保育事業所の入所状況(各年4月1日時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0~2歳児童数(人)	521	504	470
入所児童数(人)	9	7	8
利用率	1.7%	1.4%	1.7%

資料: 図表 2-35・2-36 いずれも子育て福祉課

(5) 届出保育施設(企業主導型保育施設を含む)の状況

令和元年(2019年)以降に企業主導型保育施設が宮若市内に開所し、待機児童の解消に大きく貢献しました。

・各企業の従業員の働き方に応じて保育を実施する企業主導型保育施設が5園設置され、定員の半数までは地域枠として従業員以外の児童を預かることができ、待機児童の解消に大きく貢献しています。

図表 2-37 宮若市内届出保育施設(令和6年4月1日時点)

区分	施設名	所在地	利用定員(人)	開園日
企業主導型	かさまつ保育園	下有木 837 番地	59	平成 31 年(2019 年)
	いきいきキッズパーク			4 月 1 日
企業主導型	ぼたぼた園	磯光 471 番地 1	19	令和元年(2019 年)
企業主導型	ぼたぼた園 2	鶴田 1861 番地 5	12	令和 3 年(2021 年)
				3 月 29 日
企業主導型	ぴーす保育園	福丸 176 番地 1	12	令和元年(2019 年)
企業主導型	いきいき保育園	本城 734 番地	12	令和 3 年(2021 年)
				3 月 22 日
届出	グリーンコープ 若宮物流センター託児所	水原 1102 番地 17	15	平成 28 年(2016 年)
				4 月 1 日

資料: 子育て福祉課

(6) 学童保育所の状況

低学年の利用率が40%に達し、二
ーズが高まっています。利用者数も
増加傾向にあります。

・令和3年(2021年)9月に宮若西学童保育所を
建て替えました。また、小学校の再編に伴い、令
和4年(2022年)3月に宮田学童保育所と宮田東
学童保育所を統合し、光陵学童保育所を設置しま
した。

図表 2-38 宮若市内学童保育所 (令和6年4月1日時点)

区分	施設名	所在地	利用定員(人)	開所時間(延長時間を含む)
公立	宮田南学童保育所	宮田 3461 番地	70	(平日)
公立	宮田北学童保育所	龍徳 1207 番地 1	80	放課後～午後 6 時 30 分
公立	光陵学童保育所	磯光 1317 番地 18	90	(土曜日・長期休業日)
公立	宮若西学童保育所	竹原 1 番地 1	120	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
	合計		360	

図表 2-39 宮若市内学童保育所の入所状況の推移(児童数は住民基本台帳上の人口)
(児童数は各年4月1日時点、入所児童数は各年5月1日時点)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低 学 年	1~3年生歳児童(人)	660	656	674	667	647	630
	入所児童数(人)	203	213	208	232	237	252
	利用率	30.8%	32.5%	30.9%	34.8%	36.6%	40.0%
高 学 年	4~6年生歳児童(人)	726	702	682	657	666	681
	入所児童数(人)	86	79	71	81	75	87
	利用率	11.8%	11.3%	10.4%	12.3%	11.3%	12.8%

資料：図表 2-38・2-39 いずれも子育て福祉課

(7) 小学校・中学校の状況

2町合併後の大きな課題であった小
中学校の再編を終えました。

・令和4年(2022年)4月に宮田小学校と宮田東
小学校を再編した光陵小学校を開校しました。
・令和4年度(2022年度)に宮田南小学校、令和
5年度(2023年度)に宮田北小学校の大規模改修
を行いました。

図表 2-40 宮若市内小中学校 (令和6年5月1日時点)

	区分	施設名	所在地	学級数
小学校	公立	宮田南小学校	宮田 3461 番地	14
	公立	宮田北小学校	龍徳 1464 番地	8
	公立	光陵小学校	磯光 1317 番地 10	16
	公立	宮若西小学校	金丸 417 番地 1	23
		合計		61
中学校	公立	宮若東中学校	宮田 3410 番地 2	15
	公立	宮若西中学校	金丸 417 番地 1	11
		合計		26

図表 2-41 宮若市内小中学校の学級数と児童数の推移（各年 5 月 1 日時点）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
小学校	学級数	63	62	63	60	59	61
	うち、特別支援学級	13	12	12	11	12	13
	児童数（人）	1,374	1,348	1,351	1,312	1,297	1,291
中学校	学級数	25	25	26	27	26	26
	うち、特別支援学級	4	3	4	6	5	5
	生徒数（人）	705	704	692	688	674	667

資料：図表 2-40・2-41 いずれも学校教育課

第3章 アンケート調査からみる現状

1. アンケート調査の概要

(1) 就学前のこどもの保護者に対するアンケート

- ①実施期間：令和6年（2024年）6月7日～同年6月27日
- ②対象：就学前のこどもの保護者（全750世帯）
- ③調査方法：Web回答
- ④配布方法：教育・保育施設に通うこどもの保護者には施設を通じて配布。その他の世帯は郵送にて配布
- ⑤回収率：52.4%（393世帯）

(2) 小学生の保護者に対するアンケート

- ①実施期間：令和6年（2024年）6月26日～同年7月16日
- ②対象：小学生の保護者（全956世帯）
- ③調査方法：Web回答
- ④配布方法：小学校を通じて配布（市外の小学校に通う場合は郵送）
- ⑤回収率：47.5%（454世帯）

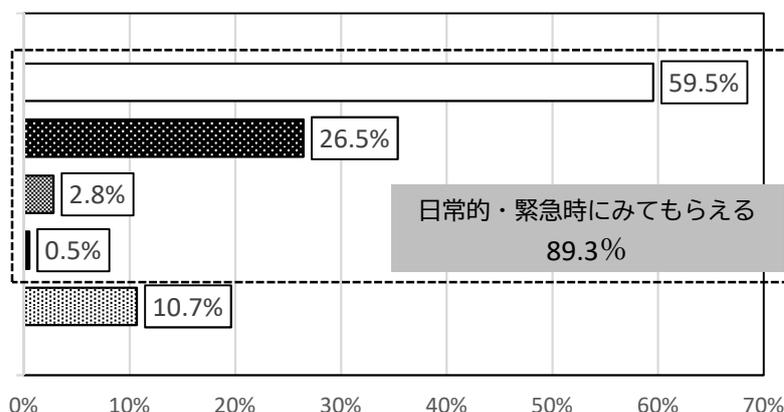
2. アンケート調査の結果（一部）

(1) 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

就学前こどもの保護者

図表 3-1

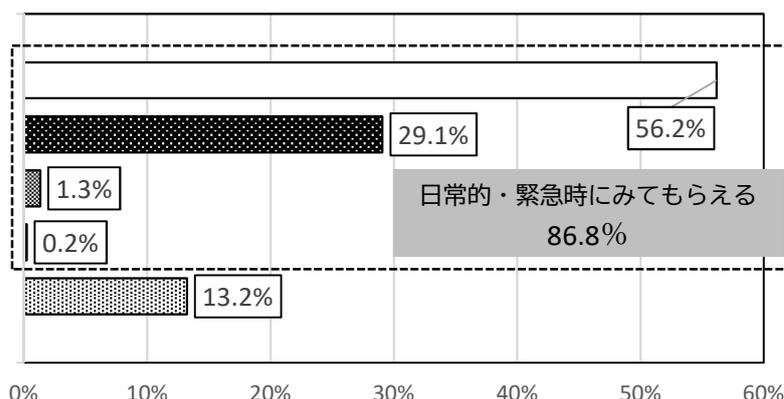
- 緊急時や用事的时候は祖父母等の親族にみてもらえる
- 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
- 緊急時や用事的时候は友人・知人393人にみてもらえる
- 日常的に友人・知人にみてもらえる
- いずれもない



小学生の保護者

図表 3-2

- 緊急時や用事的时候は祖父母等の親族にみてもらえる
- 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
- 緊急時や用事的时候は友人・知人454人にみてもらえる
- 日常的に友人・知人にみてもらえる
- いずれもない



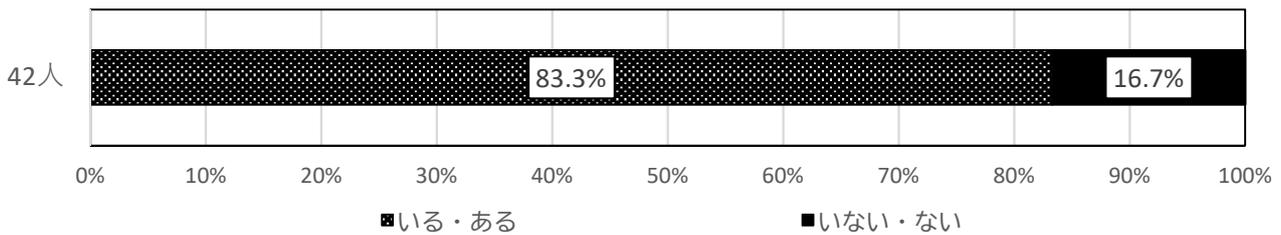
・「日常的に」または「緊急時や用事のために」親族か友人にみてもらえる人は【就学前】では89.3% (351人/393人)、【小学生】では86.8% (394人/454人)で、多くの人が身近な人の支援を受けることができる環境にあります。

・しかし、「いずれもない」と回答した人も【就学前】では10.7% (42人/393人)、【小学生】では13.2% (60人/454人)おり、子育て支援の仕組みが必要となっています。

【関連設問】「(お子さんをみてもらえる親族や知人が)いずれもない」を回答した人で、あて名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人(夫婦間や親・きょうだいなどを含む)や相談できる場所がありますか。

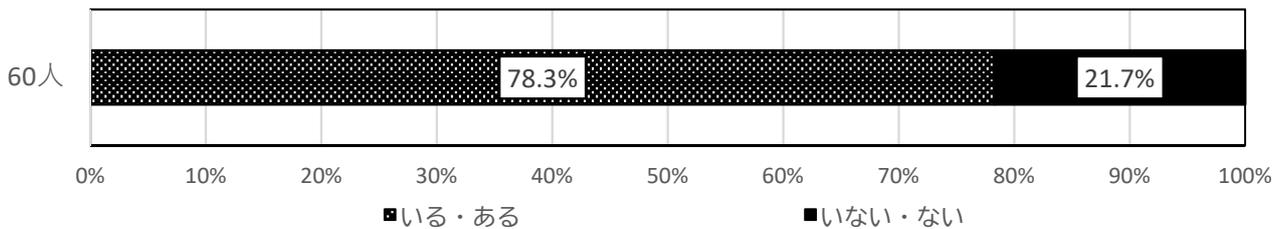
就学前こどもの保護者

図表 3-3



小学生の保護者

図表 3-4

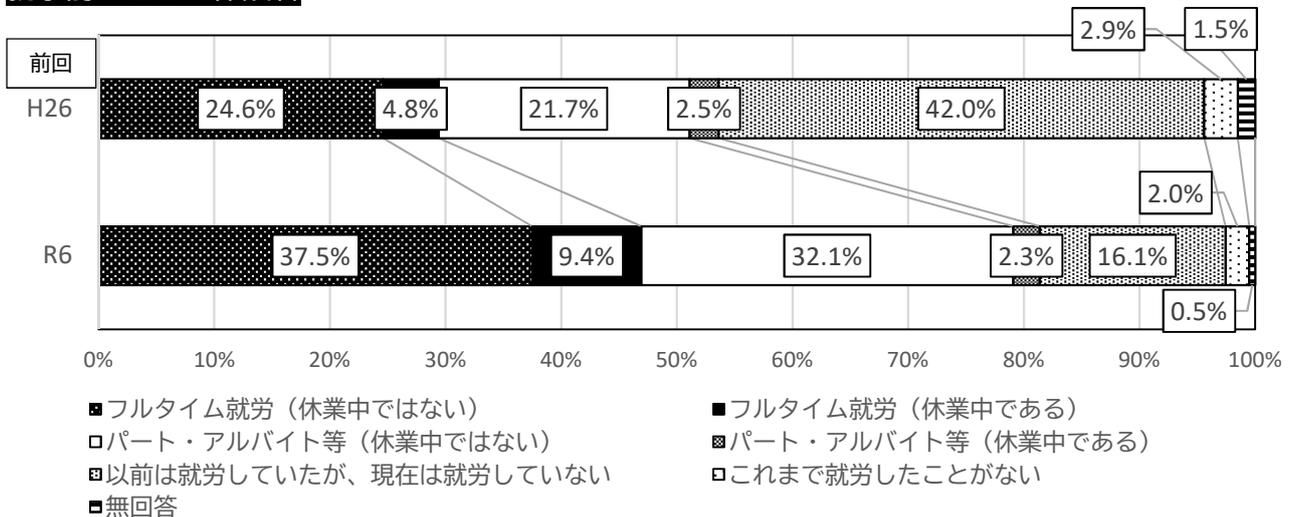


「日常的に」または「緊急時や用事のために」親族や友人に子どもをみてもらえる状況でないものの、子育てに関する相談をできる相手がいる人が【就学前】では83.3% (35人/42人)、【小学生】では78.3% (47人/60人)で多数を占めますが、相談できる相手がない人も【就学前】では16.7% (7人/42人)、【小学生】では21.7% (13人/60人)おり、各種相談事業の実施の必要性がうかがえます。

(2) 母親の就労状況

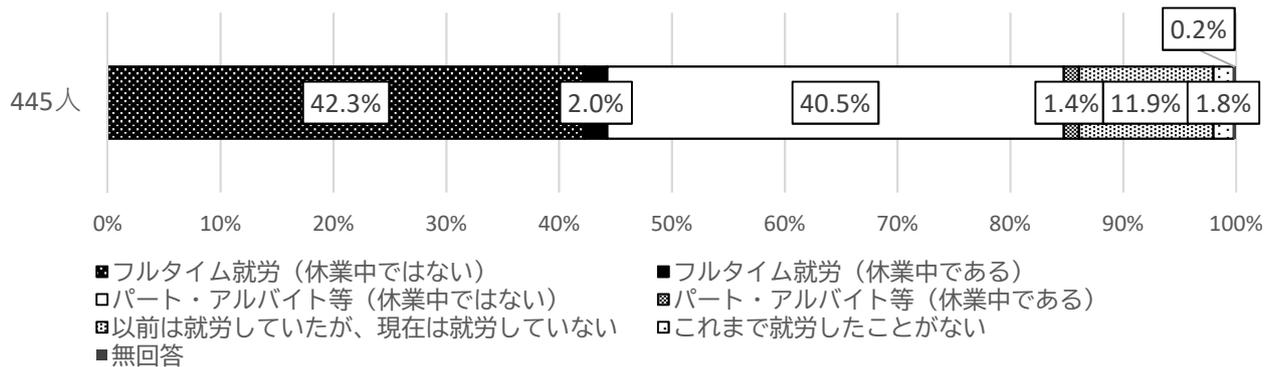
就学前こどもの保護者

図表 3-5



小学生の保護者

図表 3-6



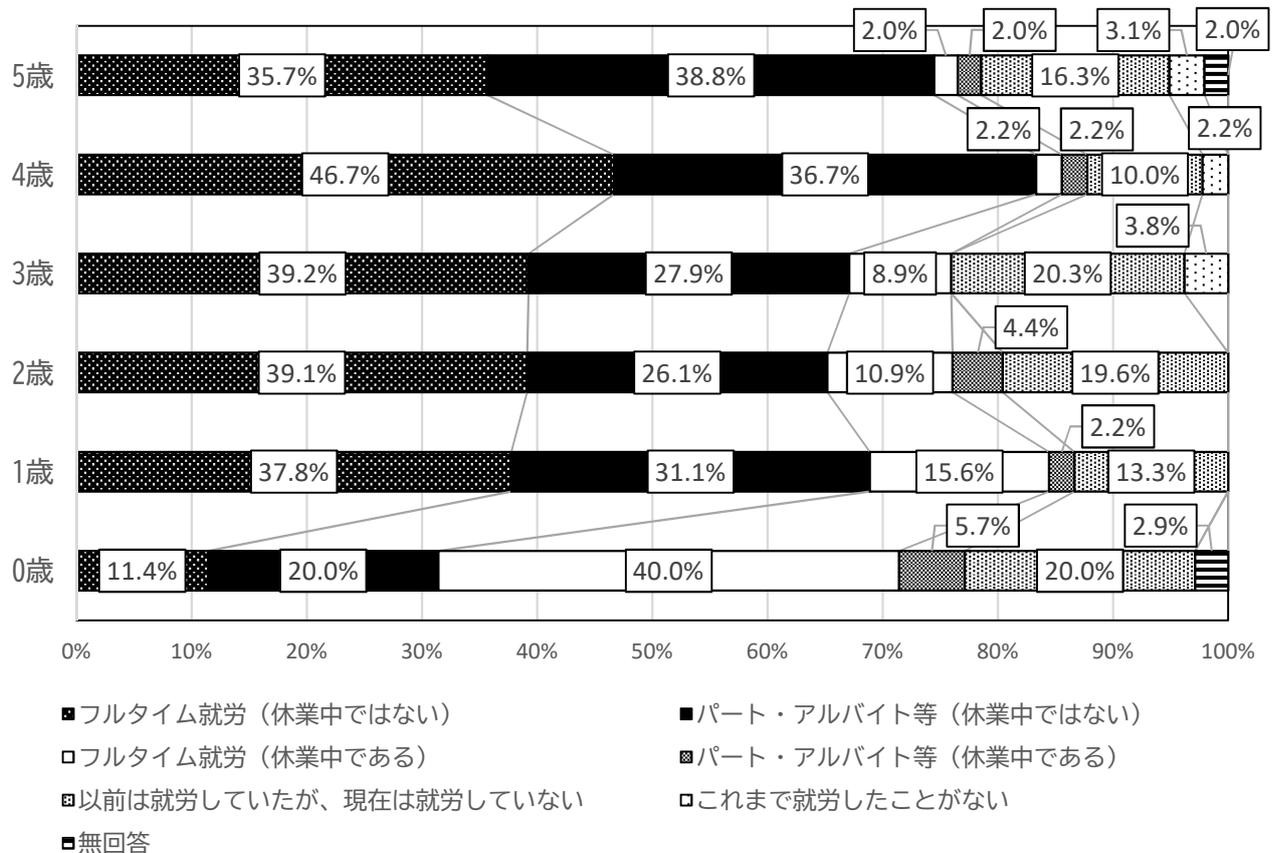
・【就学前】は、フルタイム就労（休業中を含む）とパート・アルバイト就労（休業中を含む）の合計が81.4%（319人/392人中）となっており、多数を占める状況です。10年前のアンケート調査と割合を比較すると、フルタイム就労（休業中を含む）は17.5ポイント増加、パートタイム就労（休業中を含む）は10.2ポイント増加し、就労している人の割合が27.7ポイント増加しています。

・【小学生】はフルタイム就労（休業中を含む）とパート・アルバイト就労（休業中を含む）の合計が86.1%（383人/445人中）となっており、多数を占める状況です。

【関連】こどもの年齢と母親の就労状況

就学前こどもの保護者

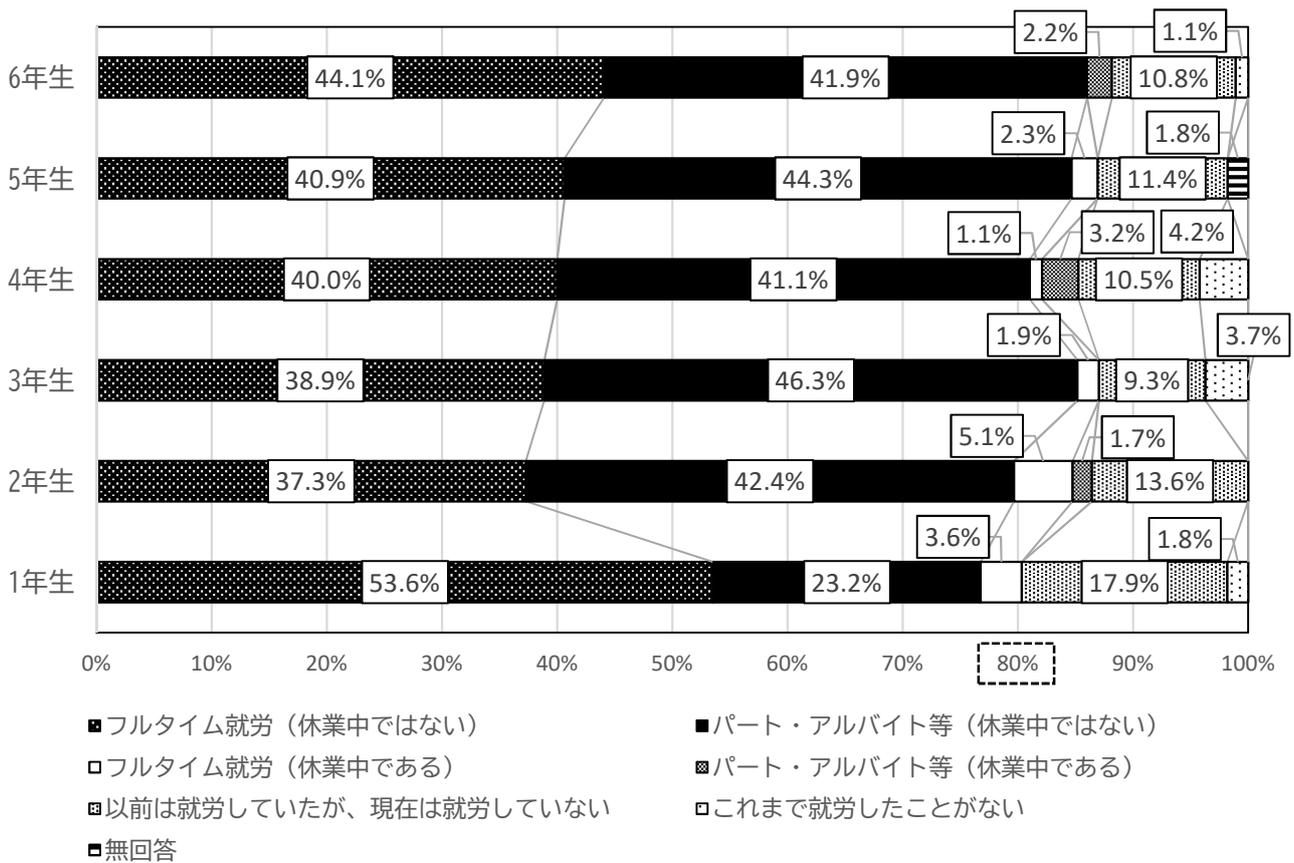
図表 3-7



・こどもが0歳児（0歳児クラス）のときは、母親がフルタイム就労で休業中である割合が40.0%（14人/35人中）と最も多く、1歳児クラスになると15.6%（7人/45人中）となり、2歳児クラスでは10.9%（5人/46人中）となることから、育児休業の期間は長くは取得されていない状況です。

小学生の保護者

図表 3-8

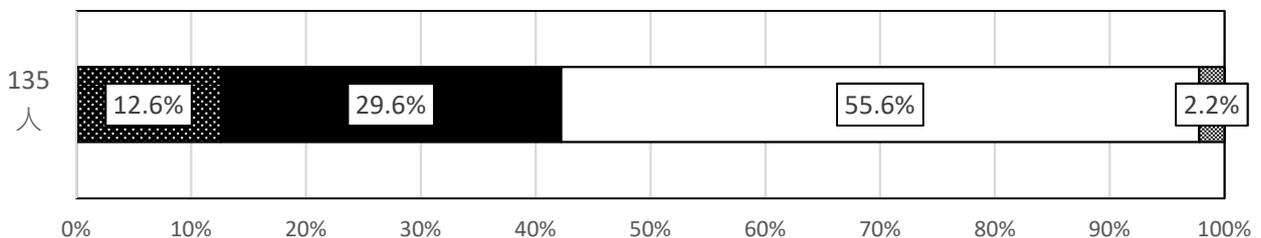


・どの学年の母親等もフルタイム就労（休業中を含む）とパート・アルバイト等（休業中を含む）が多くなっており、8割以上となっています。1年生の母親等は他の学年に比べ、フルタイム就労（休業中ではない）の割合が53.6%（30人/56人中）と多く、パート・アルバイト等（休業中ではない）の割合が23.2%（13人/56人中）と少なくなっています。

(3) パート・アルバイト等で働く母親のフルタイム就労への転換希望

就学前こどもの保護者

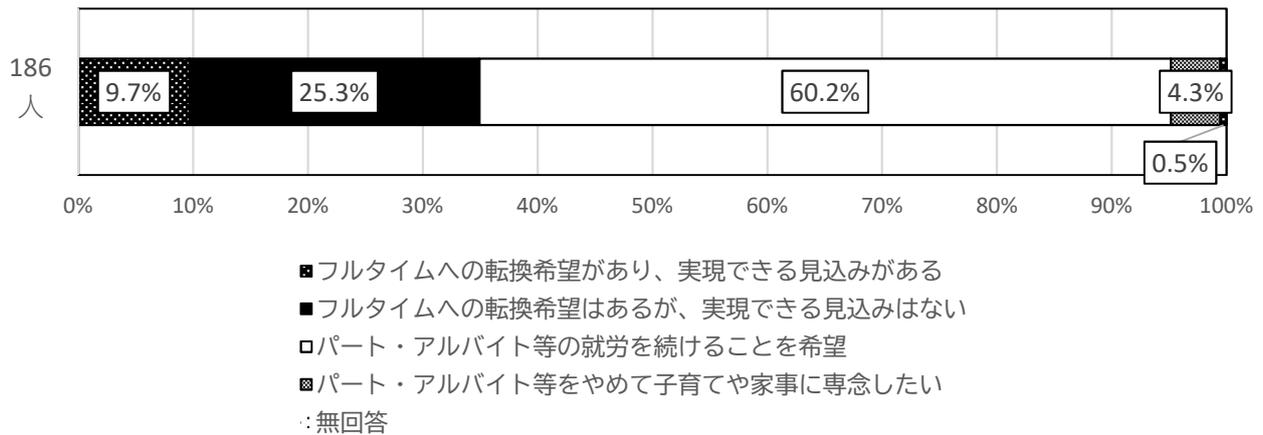
図表 3-9



- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

小学生の保護者

図表 3-10



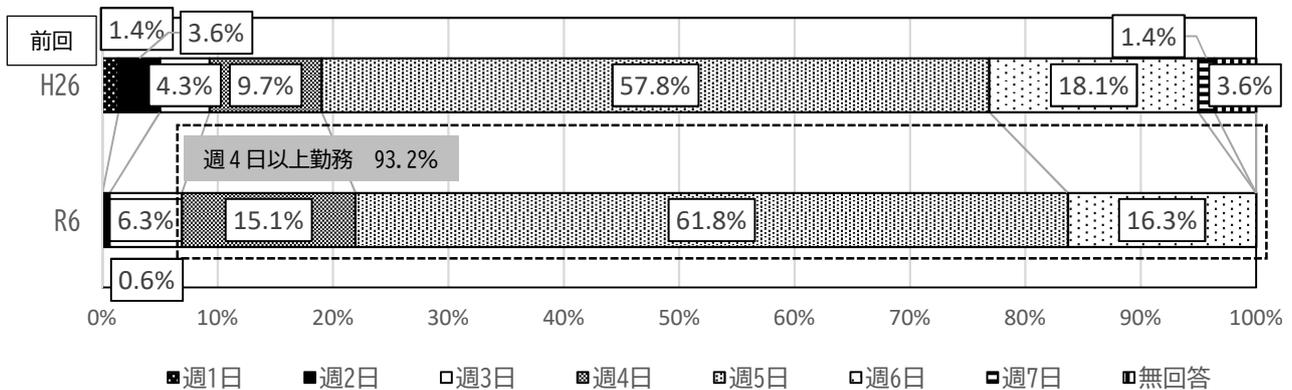
・【就学前】は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が55.6%（75人/135人中）と最も多くなっていますが、フルタイムへの転換を希望する人も、「実現できる見込みがある」「実現できる見込みはない」を合わせて、42.2%（57人/135人中）となっており、パート・アルバイト等の継続とそれほど差がない状況です。

・【小学生】は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が60.2%（112人/186人中）と最も多くなっています。フルタイムへの転換を希望する人も、「実現できる見込みがある」「実現できる見込みはない」を合わせて、34.9%（65人/186人中）となっており、収入の増加や安定した雇用への転換を検討される人もいます。

(4) 就労する母親の1週間の勤務日数

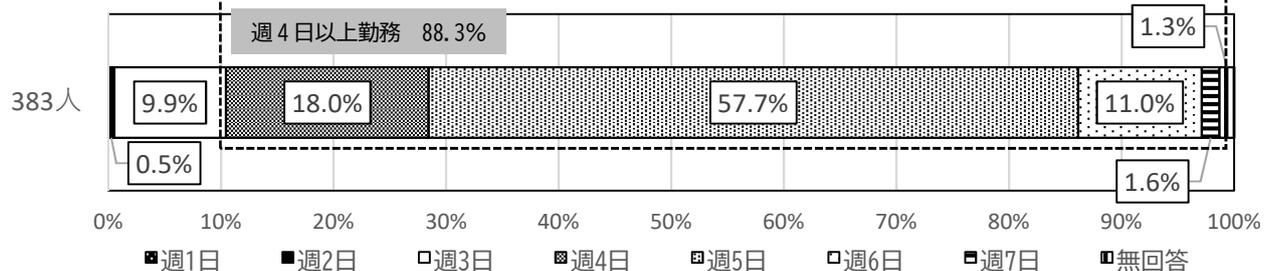
就学前こどもの保護者

図表 3-11



小学生の保護者

図表 3-12

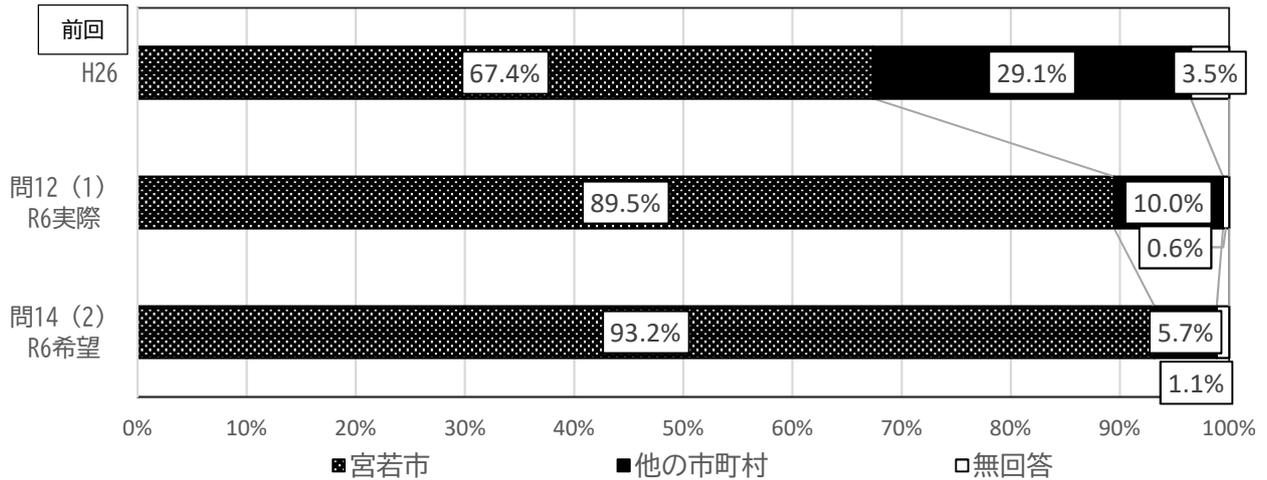


- ・【就学前】は、週5日が61.8%（197人/319人中）と最も多く、10年前のアンケート調査と割合を比較した場合、4ポイント増加しています。
- ・【小学生】は、週5日が57.7%（221人/383人中）と最も多く、週4日以上が88.3%（338人/383人中）で割合が大きくなっています。

(5) 現在利用している教育・保育の事業の実施場所(市内か市外か)

就学前こどもの保護者

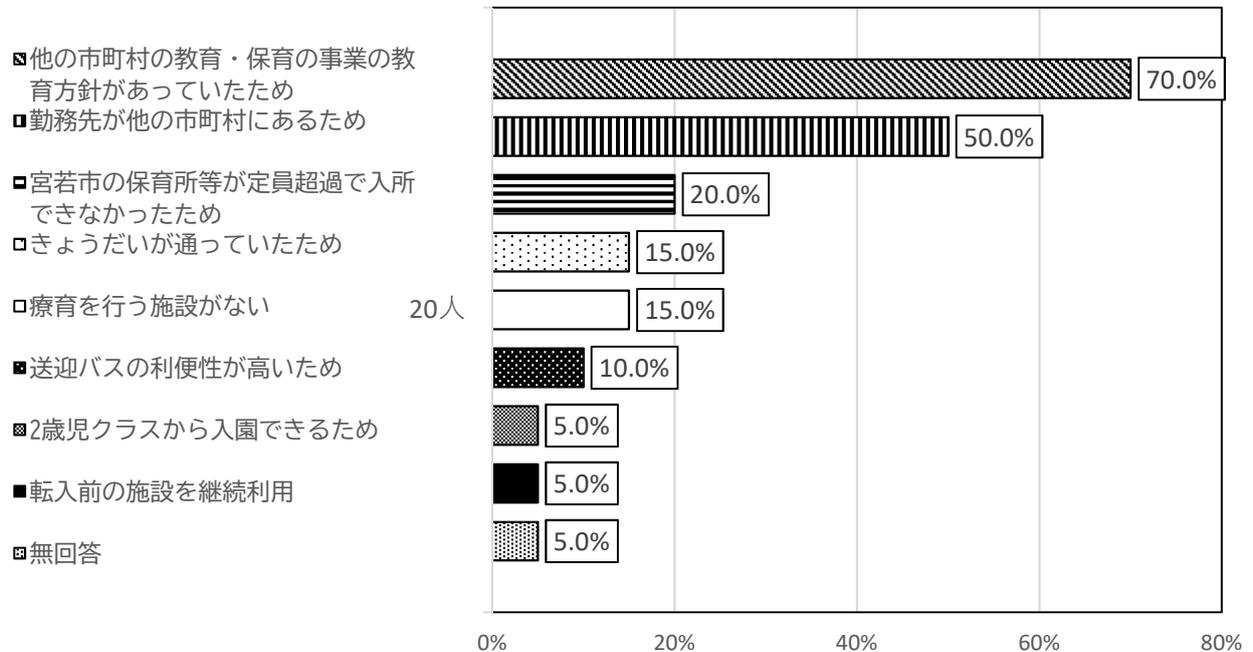
図表 3-13



※「問 12 (1) R6 実際」は令和 6 年度のアンケート調査において、実際に利用している事業の実施場所、「問 14 (2) R6 希望」は希望する場所

【関連設問】他の市町村の教育・保育の事業を利用している理由（複数回答可）

図表 3-14

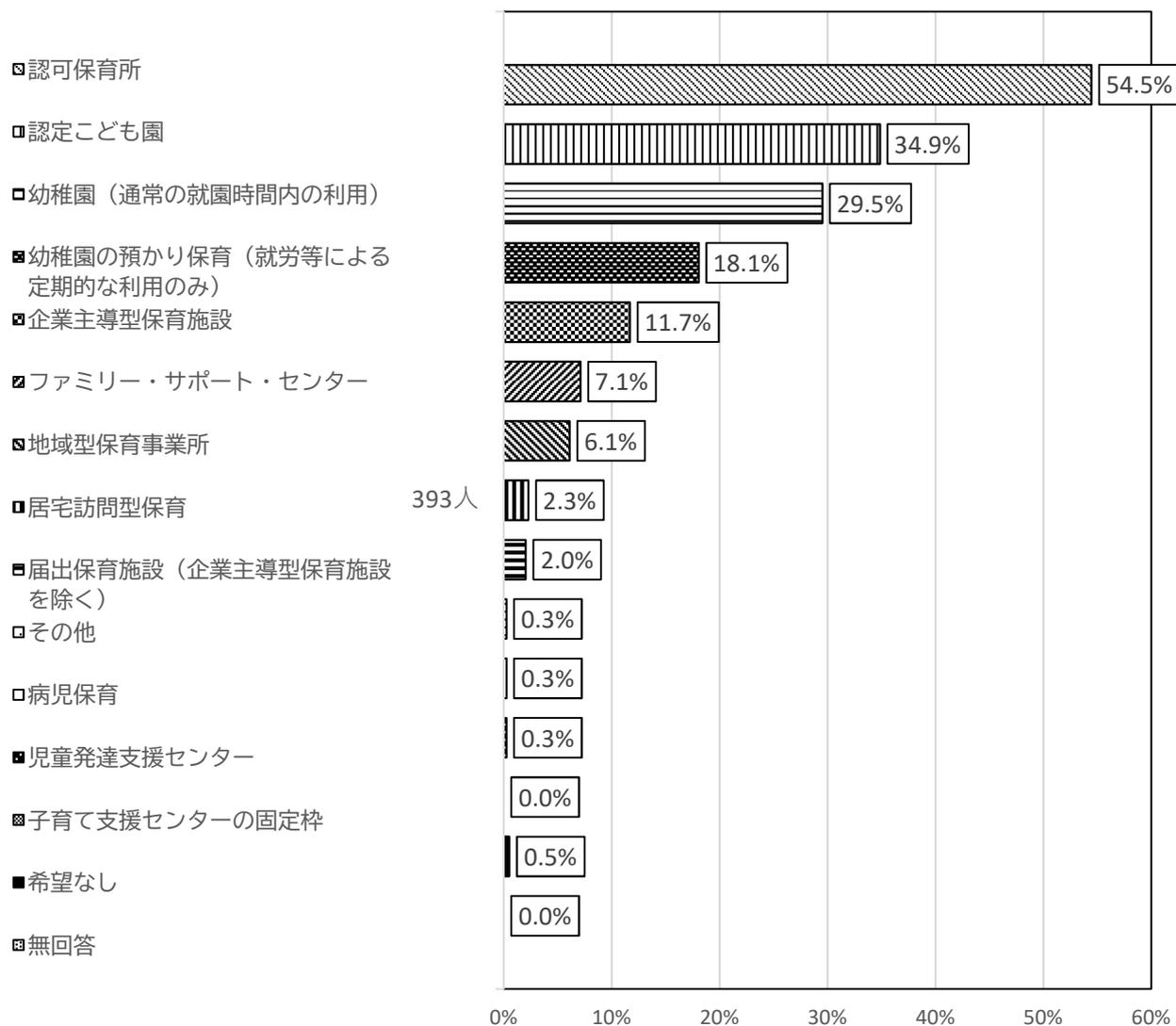


・複数回答が可能な設問ですが、他の市町村の教育・保育の事業を利用している 20 人中、「他の市町村の教育・保育の事業の教育方針があっただため」が 70.0%（14 人/20 人中）、「勤務先が他の市町村にあるため」が 50.0%（10 人/20 人中）と多くなっています。「宮若市の保育所等が定員超過で入所できなかったため」も 20.0%（4 人/20 人中）おり、対策が必要となっています。

(6) 現在利用している、いないに関わらず、これから定期的に利用したい教育・保育の事業（複数回答可）

就学前こどもの保護者

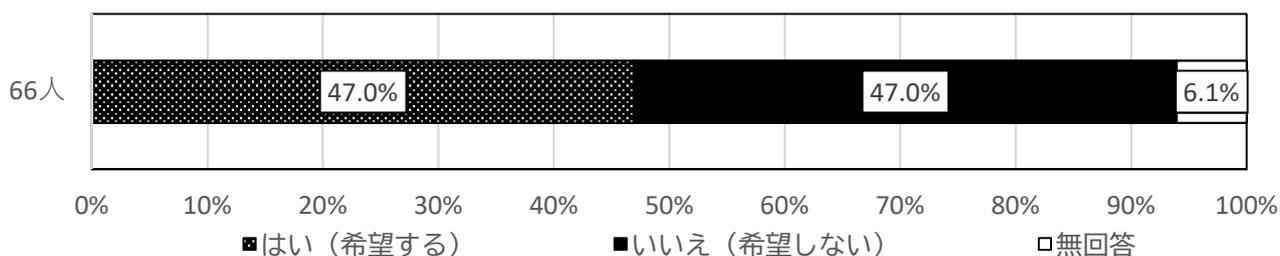
図表 3-15



・複数回答が可能な設問で、認可保育所が 54.5%（214 人/393 人中）、認定こども園が 34.9%（137 人/393 人中）となっています。

【関連設問】幼稚園の利用意向（前の設問で幼稚園とそれ以外の事業にも希望があると回答した場合で、幼稚園の利用を強く希望するか）

図表 3-16

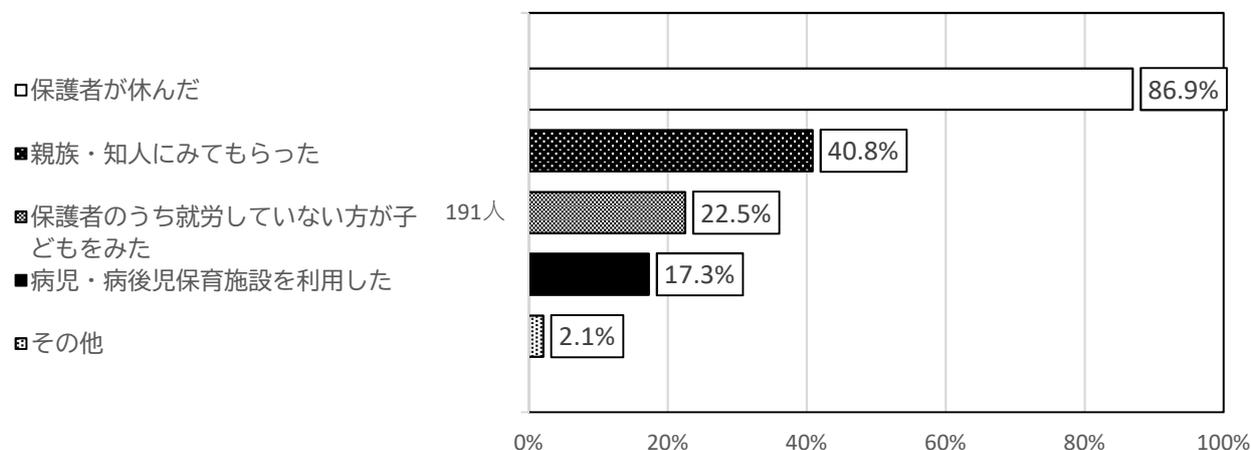


・回答者 66 人中、幼稚園を希望する人と希望しない人の割合は同じになっています。

(7) 病気やケガで普段利用している教育・保育の事業や小学校に通えなかった際の対処（R5年度の1年間）

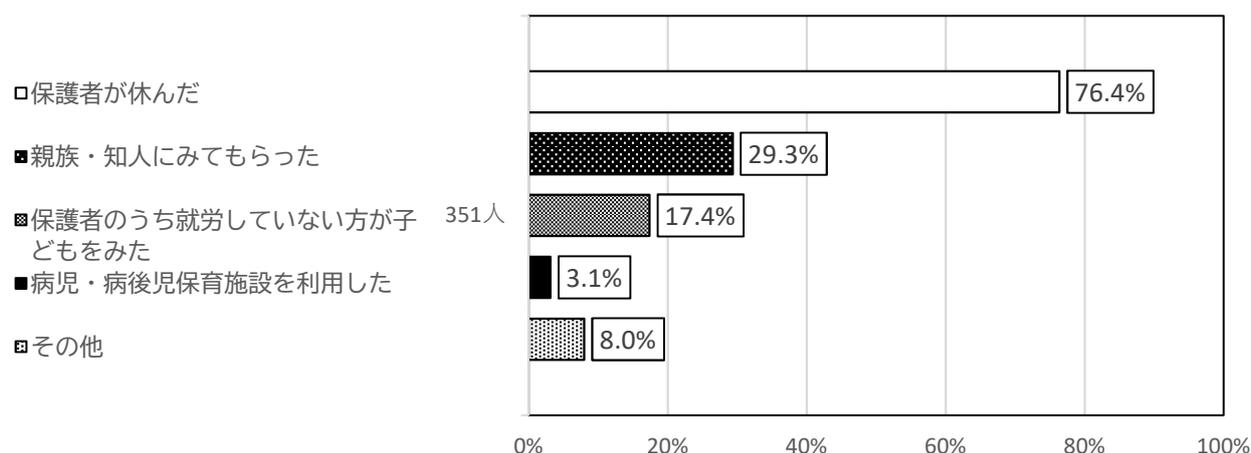
就学前こどもの保護者

図表 3-17



小学生の保護者

図表 3-18



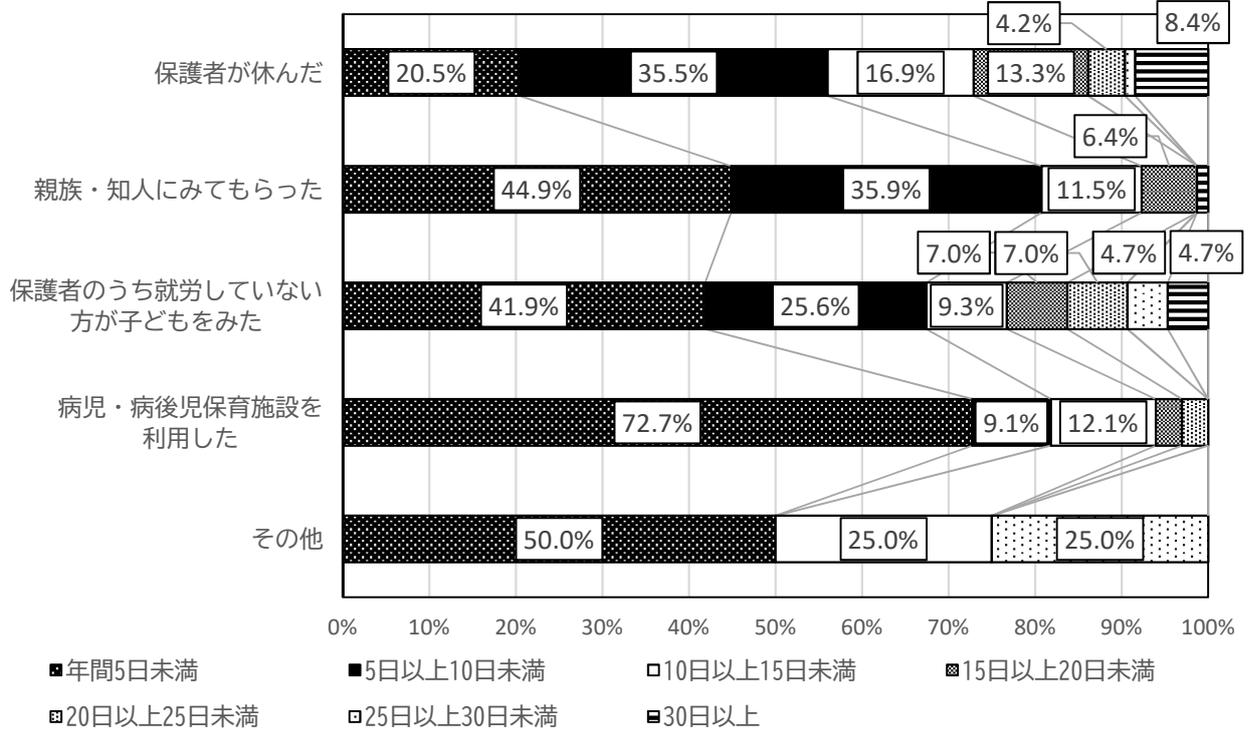
・複数回答も可能ですが、【就学前】は保護者が休んだを選んだ人が86.9%（166人/191人中）で、大半を占めています。就労先の休暇制度等で休める状況にある人が多い結果ですが、保護者が休まずに「親族・知人にみてもらった」が4人、「病児・病後児保育施設を利用した」も4人となっています。「病児・病後児保育施設を利用した」は17.3%（33人/191人中）に止まっています。

・【小学生】は、保護者が休んだを選んだ人が76.4%（268人/351人中）で、保護者が休まずに「親族・知人にみてもらった」が23人と就学前と比較し増えています。ただし、保護者が休まず、「病児・病後児保育施設を利用した」を選んだ人はいませんでした。「病児・病後児保育施設を利用した」は3.1%（11人/351人中）とかなり少なくなっています。

【関連設問】 こどもが病気やケガの場合の対処日数

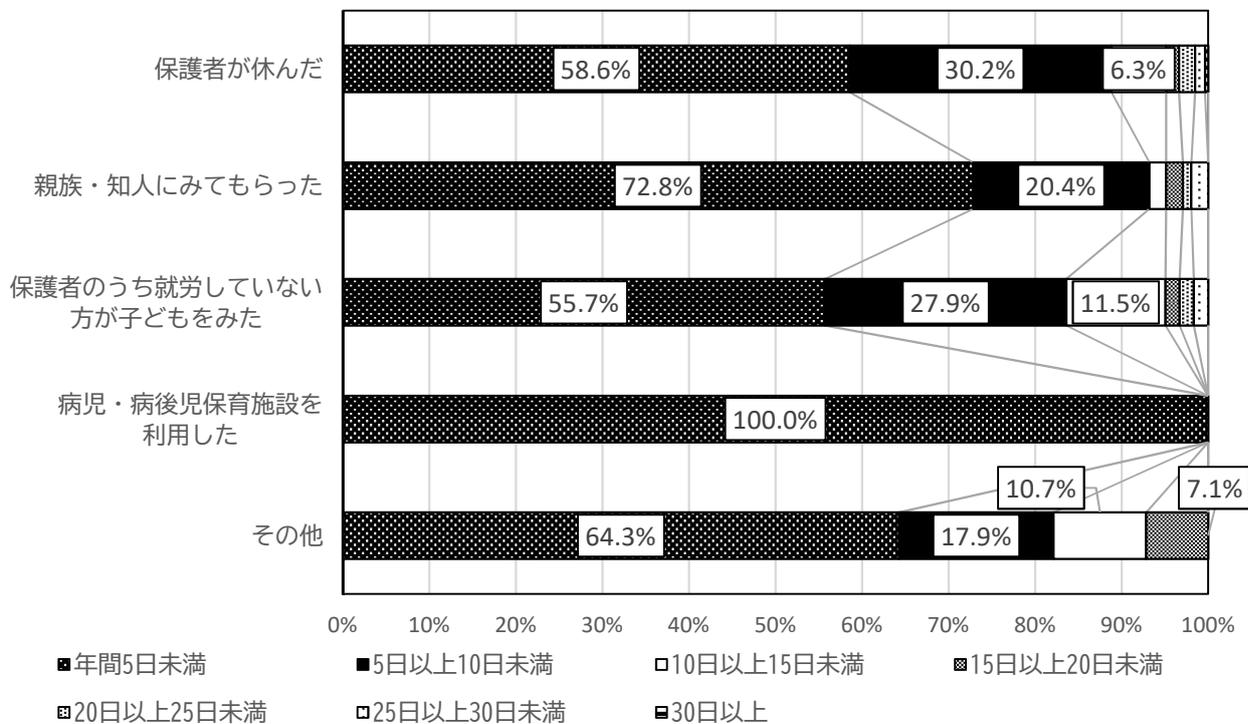
就学前こどもの保護者

図表 3-19



小学生の保護者

図表 3-20



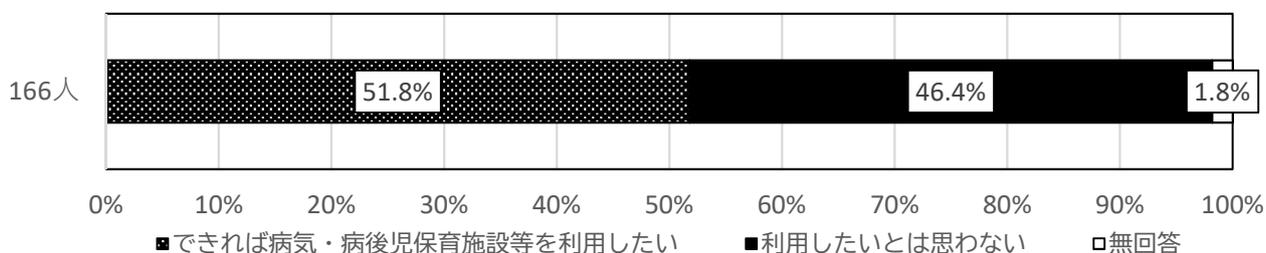
- ・【就学前】の「保護者が休んだ」は30日以上も8.4%（14人/166人中）になっています。就労先の子育て支援が進んでいるとも考えられますが、令和5年度はインフルエンザが流行したことも結果に影響していると考えられます。
- ・【小学生】は、就学前に比べると、対処日数が少なくなっています。

(8) 病児・病後児保育施設の利用意向（「保護者が休んだ」を選んだ場合で、休まずに病児・病後児保育施設を利用したいか）

※宮若市は鞍手町にある病児・病後児保育メリーハウスに委託して、病児・病後児保育を実施しています。

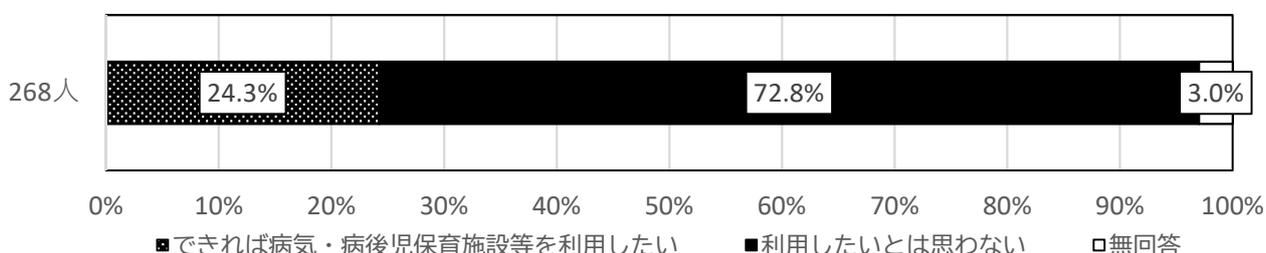
就学前こどもの保護者

図表 3-21



小学生の保護者

図表 3-22

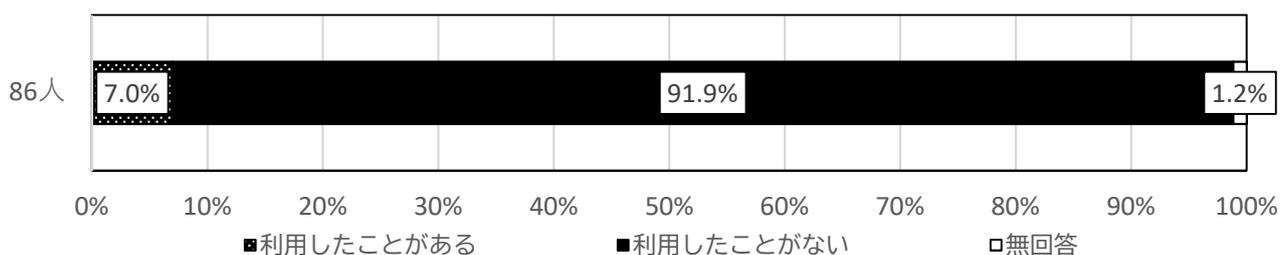


・【就学前】は「利用したい」「利用したいと思わない」が概ね半数となっています。【小学生】は、利用したいと思わないが多くなっています。

【関連設問】病児・病後児保育施設の利用経験（病児・病後児保育施設等を利用したいと回答した場合）

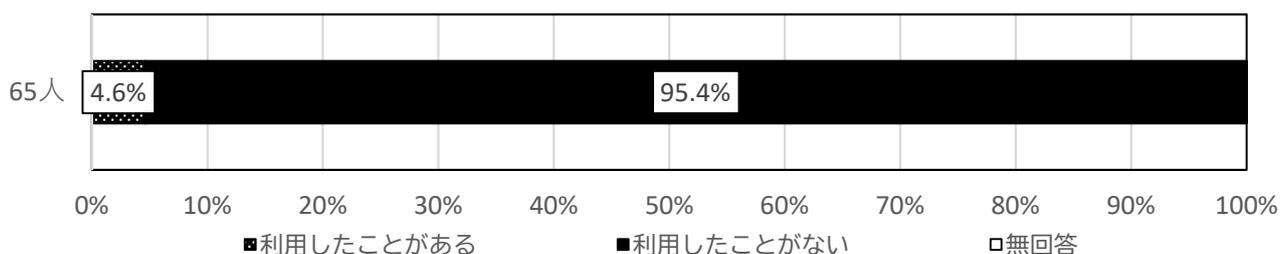
就学前こどもの保護者

図表 3-23



小学生の保護者

図表 3-24

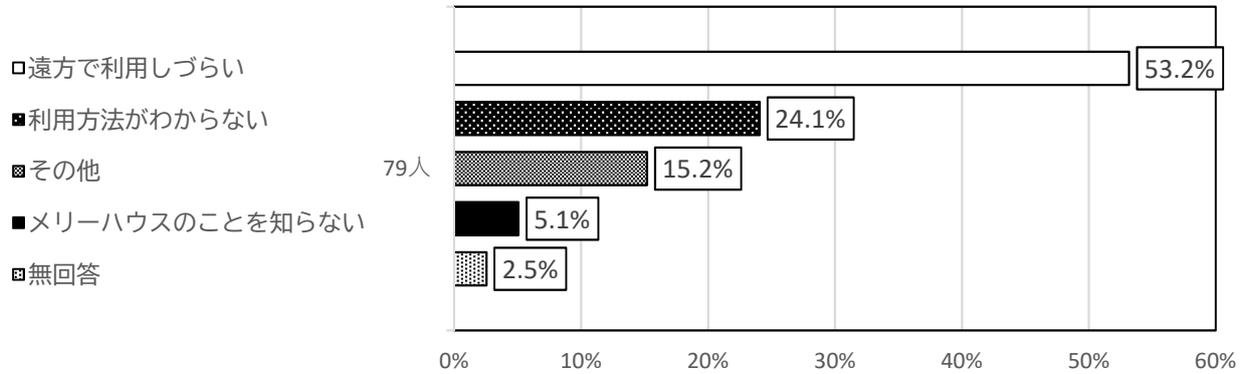


・【就学前】【小学生】とも、病児・病後児保育施設を利用したいと考えていても「利用したことがない」が大部分を占めています。

【関連設問】病児・病後児保育施設（病児・病後児保育メリーハウス）を利用したことがない理由（病児・病後児保育施設を利用したいと回答した場合）

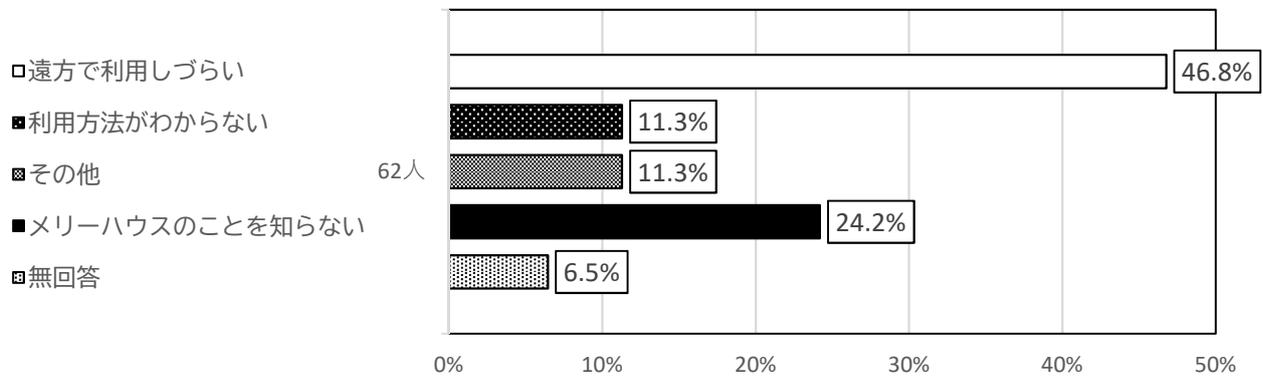
就学前こどもの保護者

図表 3-25



小学生の保護者

図表 3-26

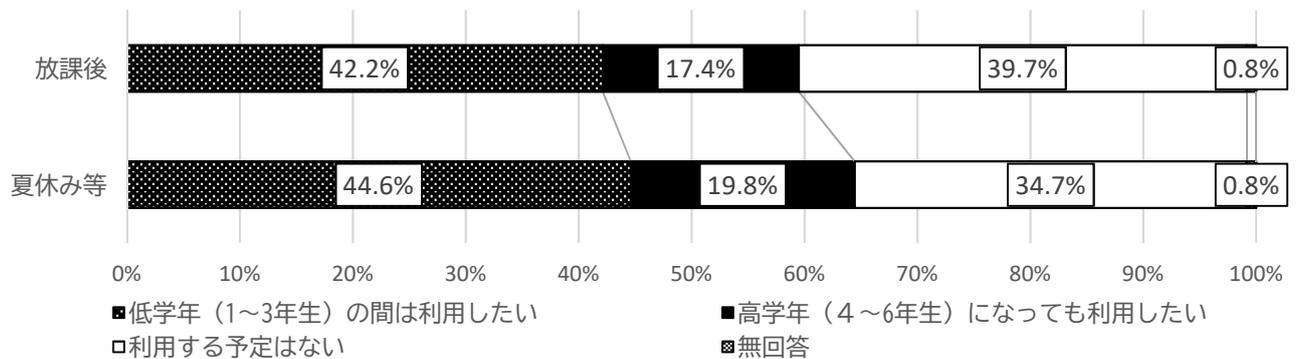


・【就学前】【小学生】とも「遠方で利用しづらい」が最も多くなっています（【就学前】は53.2%（42人/79人中）、【小学生】は46.8%（29人/62人中））。【小学生】は「メリーハウスのことを知らない」も24.2%（15人/62人中）と割合が多くなっています。

(9) 学童保育所の利用意向

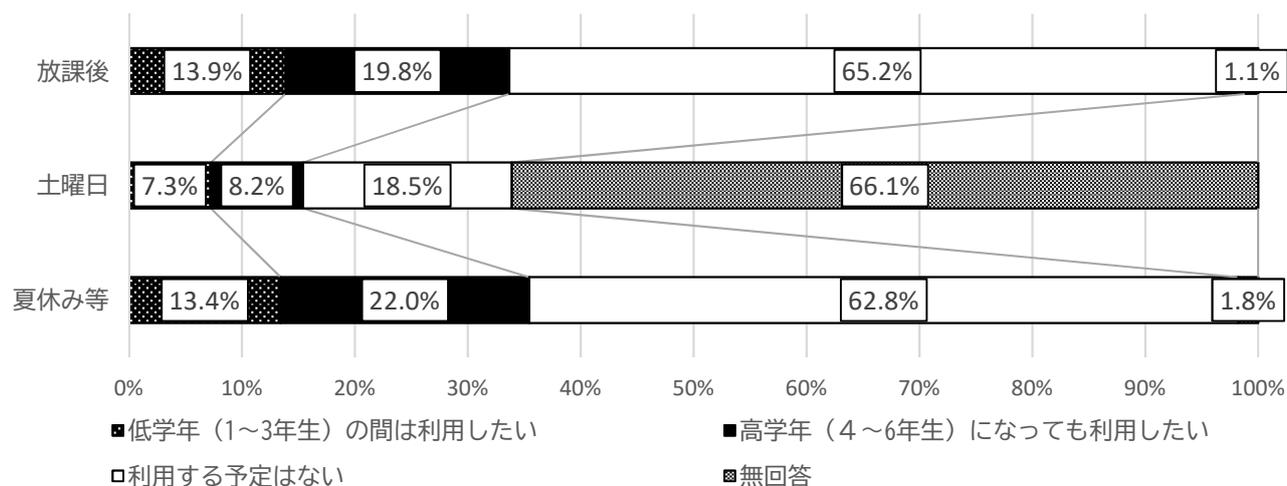
就学前こどもの保護者(次年度に新1年生になる5歳児クラスのみ)

図表 3-27



小学生の保護者

図表 3-28



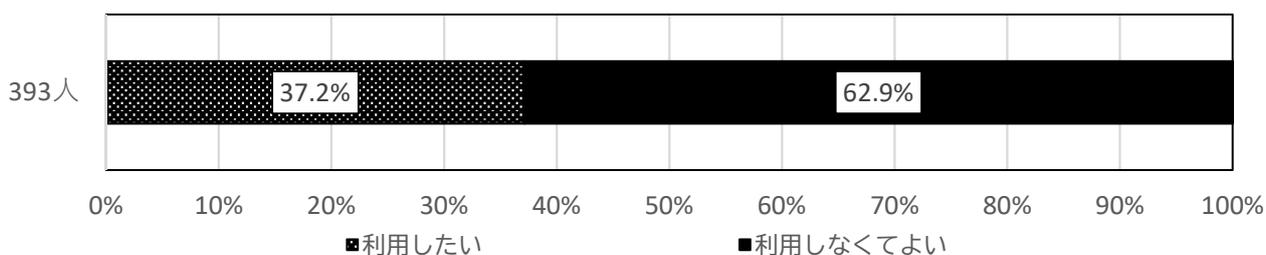
- ・【就学前】は放課後の利用を希望する割合が「低学年（1～3年生）の間は利用したい」と「高学年（4～6年生になっても利用したい）」を合わせて59.6%（72人/121人中）となっています。夏休み等はその割合が64.4%（78人/121人中）と4.8ポイント増加しています。
- ・【小学生】は放課後の利用を希望する割合が「低学年（1～3年生）の間は利用したい」と「高学年（4～6年生になっても利用したい）」を合わせて33.7%（153人/454人中）となっています。夏休み等はその割合が1.7ポイント増加しています。

(10) ファミリー・サポート・センターの利用意向

※ファミリー・サポート・センターの説明については、55ページの「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）」、57ページの「⑧子育て援助活動支援事業（就学児対象）」の事業内容を参照

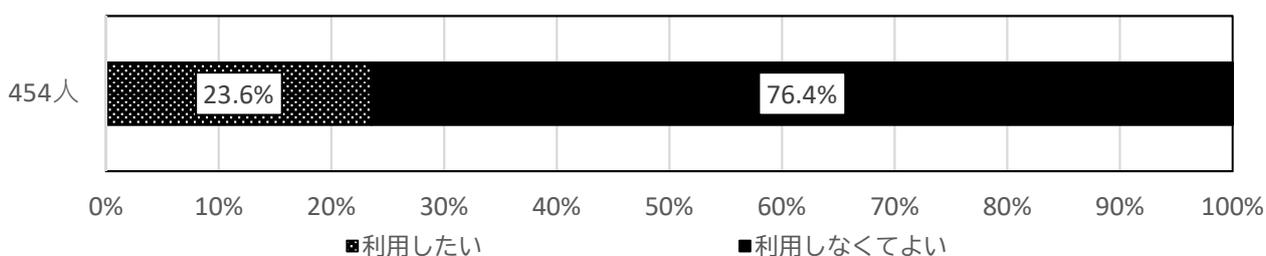
就学前こどもの保護者

図表 3-29



小学生の保護者

図表 3-30



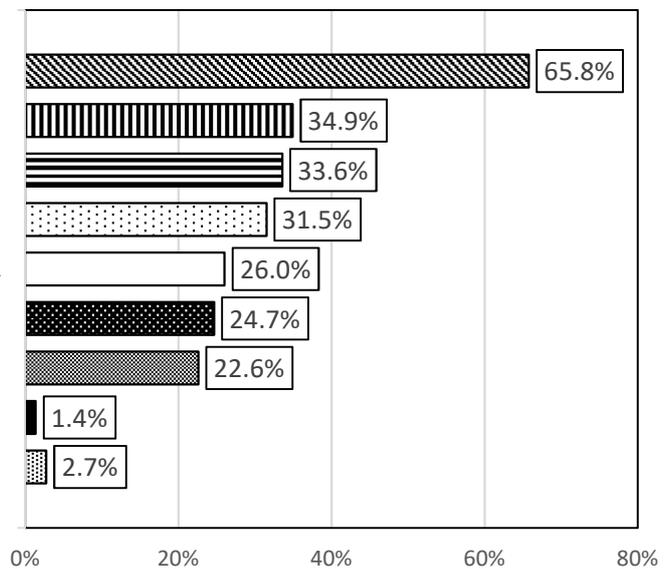
【就学前】【小学生】とも「利用しなくてよい」の割合が大きくなっています。【就学前】の方が「利用したい」が大きくなっています（37.2%（146人/393人中））。

【関連設問】ファミリー・サポート・センターで受きたい援助（複数回答可）

就学前こどもの保護者

図表 3-31

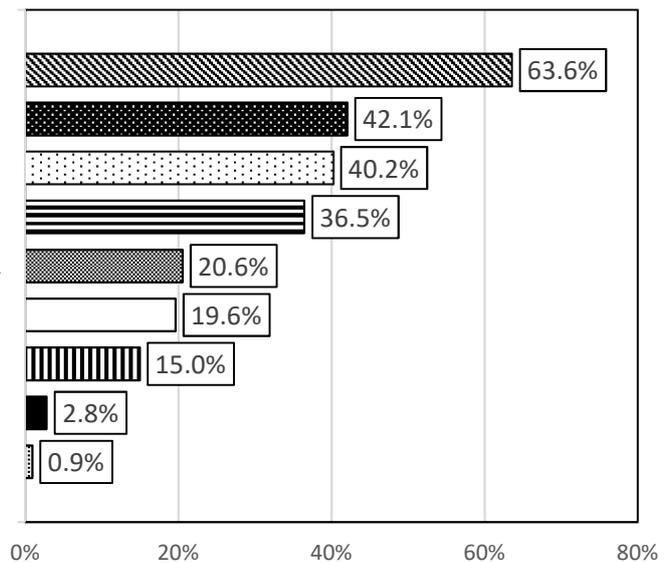
- ▣ 保護者の病気や急用の場合の預かり
- ▣ 日曜日などの保育所の休園時の預かり
- ▣ 幼稚園・保育所等の開所前・閉所後の預かり
- ▣ 幼稚園・保育所等への送迎
- ▣ 冠婚葬祭や買い物等の保護者外出時の預かり 146人
- ▣ 自然災害による幼稚園・保育所の臨時休園時の預かり
- ▣ 習い事への送迎
- その他
- ▣ 無回答



小学生の保護者

図表 3-32

- ▣ 保護者の病気や急用の場合の預かり
- ▣ 自然災害による小学校の臨時休校時の預かり
- ▣ 小学校や学童保育所への送迎
- ▣ 小学校や学童保育所の開所前・閉所後の預かり
- ▣ 習い事への送迎 107人
- ▣ 冠婚葬祭や買い物等の保護者外出時の預かり
- ▣ 日曜日などの学童保育所の閉所時の預かり
- その他
- ▣ 無回答

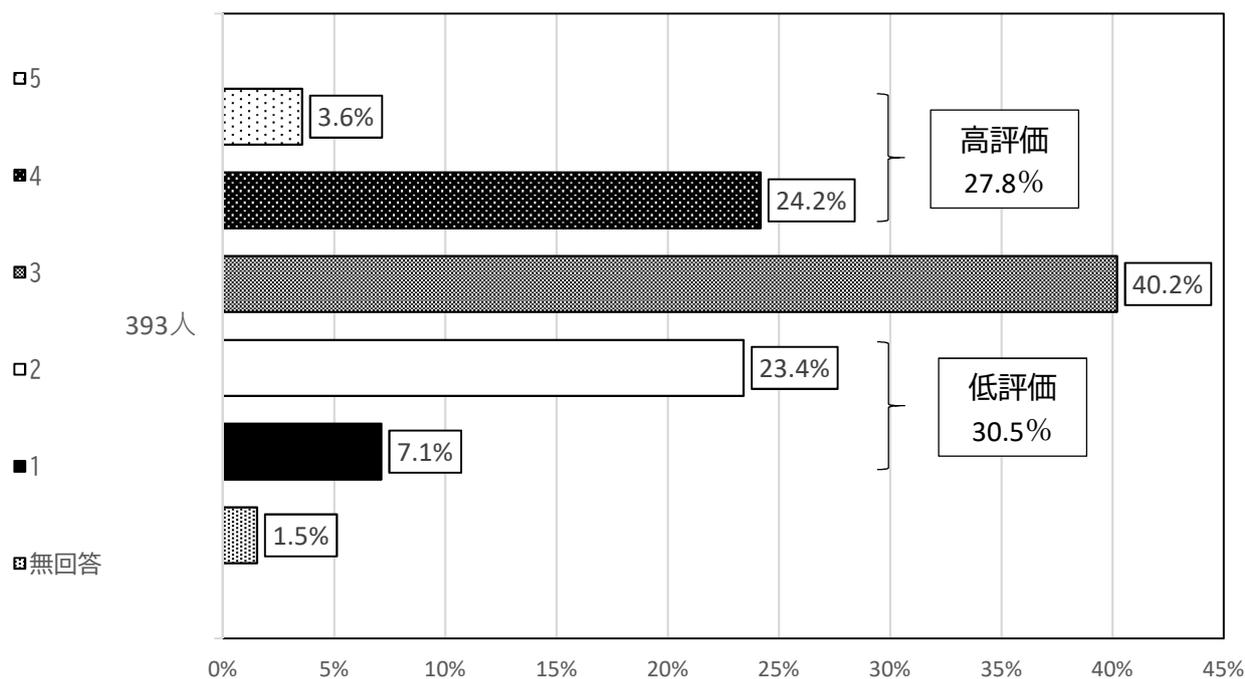


複数回答が可能で、【就学前】【小学生】とも「保護者の病気や急用の場合の預かり」が最も多くなっています。これ以外の援助についても、一定数の人が希望しています。

(11) 宮若市の子育て施策に対する満足度（1が最も低く、5が最も高い）

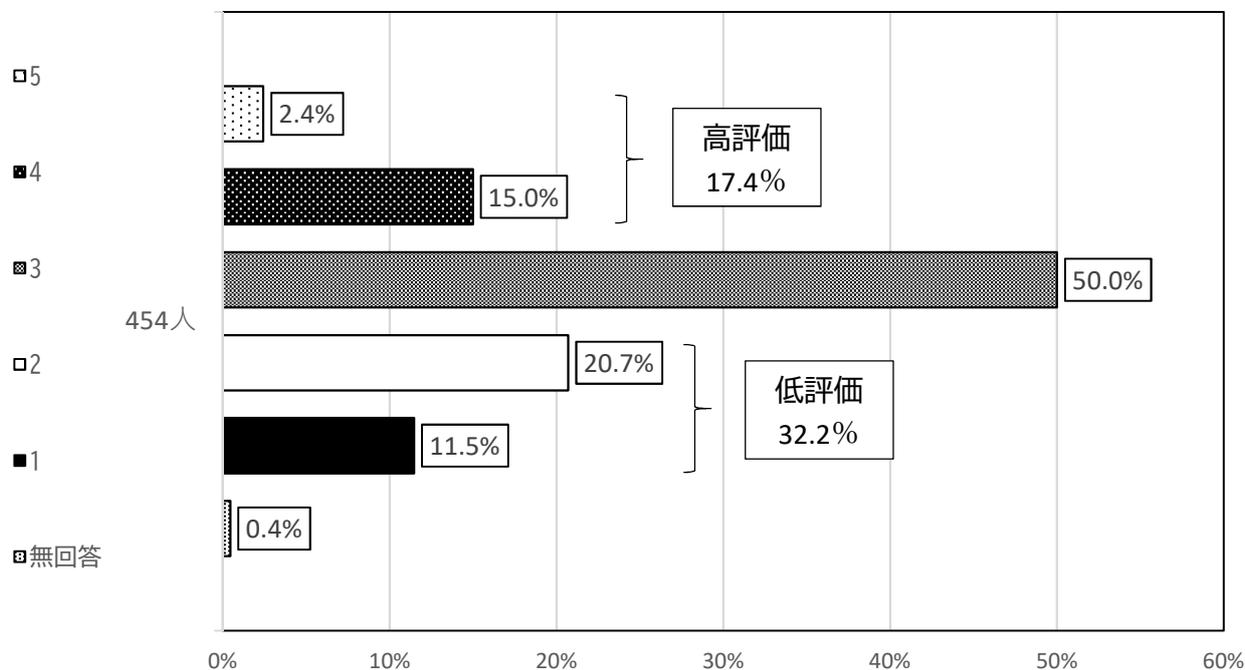
就学前こどもの保護者

図表 3-33



小学生の保護者

図表 3-34



・5段階評価において、【就学前】は評価が4以上（高評価）の割合が27.8%（109人/393人中）となっていますが、【小学生】は17.4%（79人/454人中）と割合が小さくなっています。

第4章 計画の全体像と事業計画

1. 基本理念

すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち

第1期計画からの基本理念である「すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち」は、令和5年（2023年）12月に政府が定めたこども大綱の理念にも合致しています。この基本理念を継承し、すべてのこどもや子育て家庭を対象に一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障し、「こどもの最善の利益」が実現されるまちづくりを進めます。

なお、こども基本法に基づき、今後、宮若市こども計画を策定する際には、本計画と一体のものとし、こども計画を策定する上では、こども・若者の権利を保障することが最も重要な視点となることから、この基本理念を踏まえた上で、新たに基本理念を構築します。

2. 基本的な視点

○ニーズを捉えた適切な教育・保育、子育て支援の提供

全国的な課題である少子化は本市においても進行しています。しかし、保育に対するニーズはコロナ禍を経て、ここ数年の物価高騰の影響もあり、増加しています。

アンケート調査の結果や第2期計画期間の申込率の実績を踏まえ、幼稚園や保育所等の教育・保育施設を確保するとともに、放課後児童健全育成事業（学童保育所）や病児保育、預かり保育などの地域子ども・子育て支援事業を実施していきます。

○地域で支える子育てのまちづくり

アンケート調査の結果、緊急時には近くに住む親族や友人の支援を受けることができる家庭が多くなっていますが、親族と距離的に離れている場合など、簡単に支援を受けることができない家庭もあると考えます。また、こどもが乳児の間は、特に外出する機会が減ることで気分転換ができなかったり、子育てがうまくいかないときには客観的に考えることができなかったり、不安や孤立感を抱いてしまうこともあります。

これまでも、子育てに係る不安や孤立感を地域社会で緩和・解消するため、子育て支援センターでの地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業を実施してきました。引き続き、支援センターによる相談受付や緊急時やレスパイト目的の預かり、また保護者間の交流の場を設け、地域で子育てを行うまちづくりを推進します。

○保護者に寄り添った、きめ細やかな支援

保護者が置かれた様々な状況や一人ひとりのこどもの特性など、子育てには喜びや楽しさと同時に、悩みや不安とも向き合わねばならないときがあります。

妊娠期から保護者に寄り添い、こども家庭センターを中心として、様々な相談事業や緊急時の支援事業により、きめ細やかな支援を行います。保護者の負担や不安を緩和し、心身共に安定した状況でこどもが育てられるよう取り組みます。

3. 事業計画

「2. 基本的な視点」に立って、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育の提供」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施していきます。実施に当たっては、まず、計画期間の「将来のこどもの数の推計」を行い、この推計値に申込率の見込みを乗じること等で、「量の見込み」を算出することを基本的な方法とします。この「量の見込み」に対して、「確保方策」として受け皿となる施設等を確保していきます。

(1) 将来のこどもの数の推計

最終年度の令和11年度(2029年度)には、就学前(0歳から5歳児)のこどもは918人、小学生(6歳から11歳)は1,068人を見込みます。

コーホート変化率法による人口推計と、定住施策の充実により市外から子育て世帯の転入があるこ

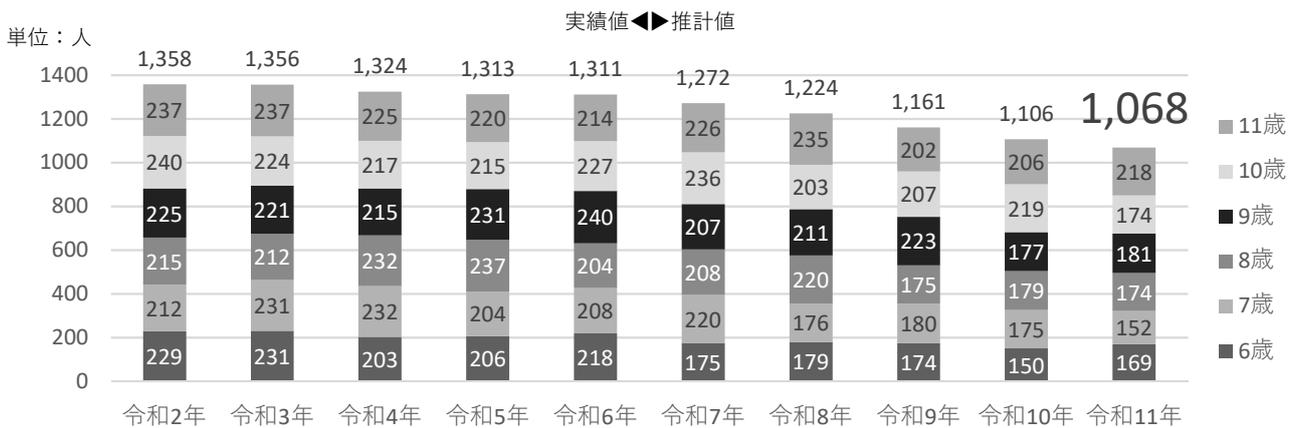
とを見込み、令和11年(2029年)4月時点で就学前(0歳から5歳児)のこどもは918人(令和6年4月の1,005人から87人減(8.7%減))、小学生(6歳から11歳)は1,068人(令和6年4月の1,311人から243人減(18.5%減))を見込みます。

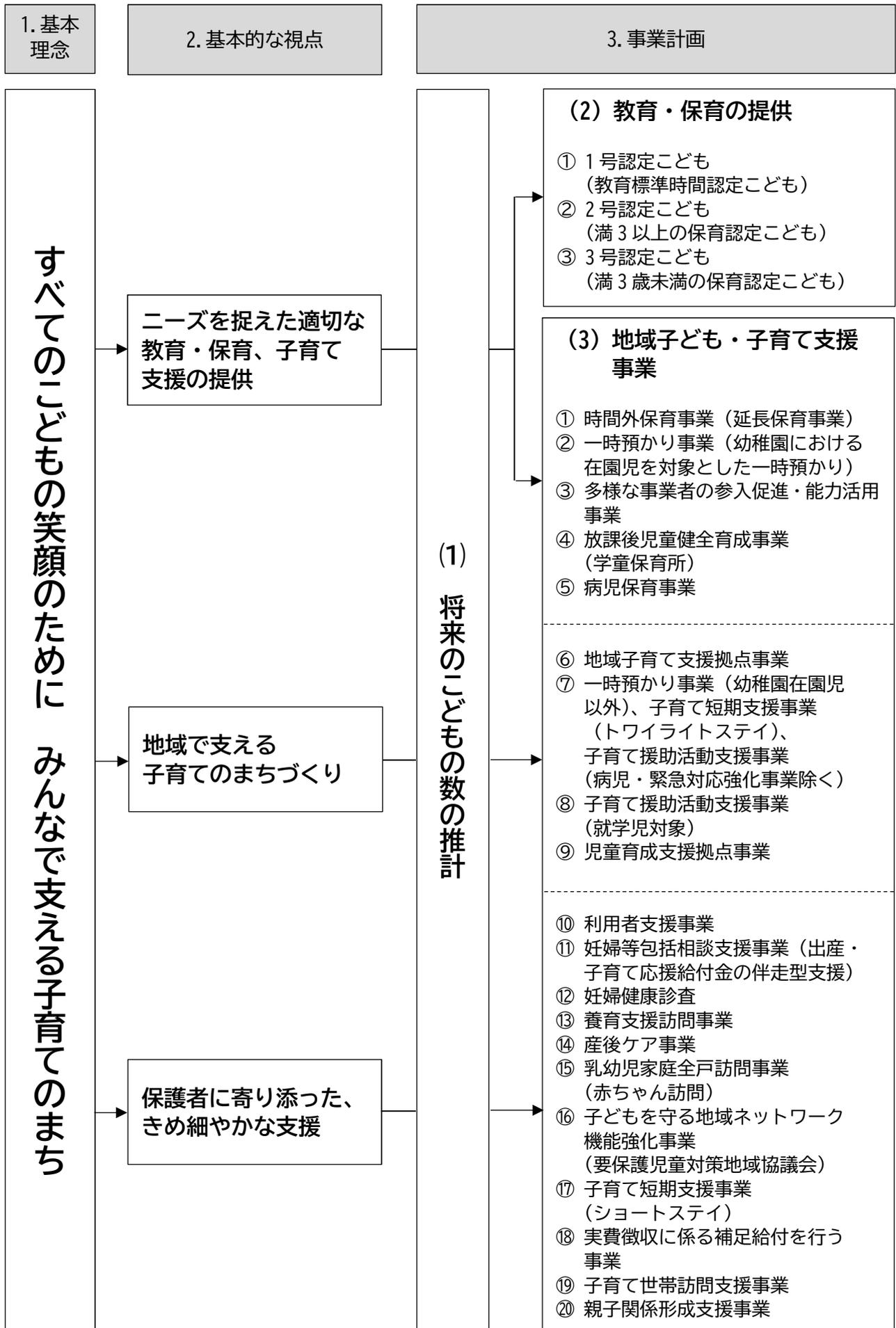
少子化対策や定住施策によって、人口の維持・増加に努めることから、この見込みと大きく異なる場合は、令和9年度(2027年度)の中間見直し時に修正を行います。

図表4-1 就学前のこども(0~5歳児)の人口の推移



図表4-2 小学生(6~11歳児)の人口の推移





○ニーズを捉えた適切な教育・保育、子育て支援の提供

(2) 教育・保育の提供

教育・保育の提供区域の設定

市内全体を1つの提供区域とする

市内の教育・保育施設については、宮若東中学校区、宮若西中学校区でその数を比較した場合、宮若東中学校区に多く設置されており、こどもの数に対して宮若西中学校区の施設配置が手薄になってい

ます。しかし、各中学校区の中心地が県道・福岡直方線によって結ばれ、県道に沿って教育・保育施設が多く配置し、車でのアクセスは比較的容易であることから、区域を分ける必要性が低く、1つの提供区域とします。

こどもの認定区分

平成27年度(2015年度)から始まった子ども・子育て新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化しました。

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用することもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

図表4-3

認定区分	給付を受ける施設・事業	市内の対象施設(認可施設)
①1号認定こども(教育標準時間認定こども) 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外のもの(子ども・子育て支援法第19条第1号)	幼稚園	・宮田南幼稚園 ・若宮幼稚園
	認定こども園	・宮若さくらこども園
②2号認定こども(満3歳以上の保育認定こども) 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(子ども・子育て支援法第19条第2号)	保育所	・宮田保育園 ・福丸保育園 ・なないろ保育園 ・なないろ保育園2
	認定こども園	・宮若さくらこども園
③3号認定こども(満3歳未満の保育認定こども) 満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(子ども・子育て支援法第19条第3号)	保育所	・宮田保育園 ・福丸保育園 ・なないろ保育園 ・なないろ保育園2
	認定こども園	・宮若さくらこども園
	地域型保育事業	・ひよこ保育園

① 1号認定こども（教育標準時間認定こども）

ア 第2期計画期間の実績

図表 4-4（各年4月1日時点） 単位：人（申込率を除く）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象児童数	664	632	606	580	535
量	230	201	185	181	146
申込率	34.6%	31.8%	30.5%	31.2%	27.3%
確保	385	335	335	335	335

資料：教育総務課

・3歳から5歳までの対象児童数・申込率とも減少し、量が減少しています。

・令和2年度（2020年度）末をもって、宮田北幼稚園を閉園し、確保は公立幼稚園2園、私立の幼保連携型認定こども園1園となっています。

・令和6年度（2024年度）では市外の幼稚園に通うこどもが42人で全体の28.8%を占めています。

イ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-5（各年4月1日時点の見込み）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	506	491	463	466	445
量の見込み（A）（人）	131	119	106	107	102
申込率の見込み	25.9%	24.2%	22.9%	23.0%	22.9%
確保方策（B）（人）	335	335	335	335	335
・特定教育・保育施設（人）※1	335	335	335	335	335
・確認を受けない幼稚園（人）※2	0	0	0	0	0
・幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）（人）※3	0	0	0	0	0
過不足（B-A）（人）	204	216	229	228	233

※1 特定教育・保育施設：子ども・子育て支援法第31条第1項の規定に基づき、財政支援（施設型給付費）の対象として市町村が確認を行った教育・保育施設

※2 確認を受けない幼稚園：「子ども・子育て支援法第31条第1項の規定の市町村の確認」を受けない申し出を市町村に行った私立幼稚園。子ども・子育て新制度前の私学助成と就園奨励費補助が継続される。宮若市には該当施設がない。

※3 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）：幼稚園・認定子ども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かりを行う事業

●量の見込み（A）の算出

・上記「ア 第2期計画期間の実績」に示す過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。共働き家庭でも2号認定を望まず、1号認定を希望する保護者もおり、このような家庭は、幼稚園の預かり保育を利用することで仕事との両立を図っています。（41ページの「○幼稚園の預かり保育（新2号認定）」参照）。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

図表 4-6

区分	施設名	利用定員（人）			
		3歳	4歳	5歳	合計
特定教育・保育施設	宮田南幼稚園	20	35	35	90
	若宮幼稚園	60	70	70	200
	宮若さくらこども園	15	15	15	45
合計		95	120	120	335

・市外の幼稚園等を利用している保護者もいますが、市内の教育・保育施設で量の見込み（A）を満たしているため、市外の幼稚園等が所在する自治体と広域利用に関する協議は行っていません。

・図表 4-5 の過不足（B-A）において、令和 11 年度（2029 年度）には確保方策（B）が 233 人上回る見込みです。令和 6 年度（2024 年度）に開催した宮若市立幼稚園のあり方検討委員会での協議を経て、新年度における合計園児見込数が 75 人未満となった場合、宮田南幼稚園を若宮幼稚園に統合する方針としています（75 人未満になった場合も宮田南幼稚園は在園児が卒園するまで存続）。この方針とともに、市外の幼稚園等を利用する保護者もいる状況を踏まえ、公立幼稚園（宮田南幼稚園・若宮幼稚園）では園児確保に向け、新たな教育活動等に取り組みます。あわせて、3 歳未満児の受入や 2 号認定のニーズを踏まえ、公立幼稚園の認定こども園への移行などについての検討を行います。

② 2号認定こども（満3歳以上の保育認定こども）

ア 第2期計画期間の実績

○保育所・認定こども園（2号認定）

図表 4-7（各年 4 月 1 日時点） 単位：人（申込率を除く）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
対象児童数	664	632	606	580	535
量	392	392	378	366	363
申込率	59.0%	62.0%	62.4%	63.1%	67.9%
確保	382	362	362	358	358

資料：子育て福祉課

・3 歳から 5 歳までの対象児童数は減少していますが、申込率は上昇しています。

・量と確保を比べ、量が多くなっていますが、市外の保育所等を利用する広域利用や保育士に余裕がある園が定員を上回る受入を行い、待機児童は発生していません。

・令和 3 年（2021 年）4 月に宮田保育園が利用定員を見直しています（24 人減）。また令和 4 年（2022 年）7 月にかさまつ保育園が利用定員を見直しています（地域枠 4 人減）。

○幼稚園の預かり保育（新2号認定）

図表 4-8（各年4月1日時点） 単位：人（申込率を除く）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
対象児童数	664	632	606	580	535
量	29	42	43	46	47
申込率	4.4%	6.6%	7.1%	7.9%	8.8%
確保（※）	75	75	75	75	75

※確保は幼稚園において確保

資料：子育て福祉課

・保護者が就労等の理由により2号認定を受け、保育所等に申し込むことが可能であるが、1号認定（幼稚園）を希望する場合、預かり保育の時間のみ2号認定を受け、幼稚園の預かり保育を利用することで、その料金が無償化されます。（この預かり保育の時間のみ2号認定を受けることを「新2号認定」といいます。）

イ 本計画の量の見込みと確保方策

○保育所・認定こども園等（2号認定）

図表 4-9（各年4月1日時点の見込み）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	506	491	463	466	445
量の見込み（A）（人）	354	355	350	352	336
申込率の見込み	70.0%	72.3%	75.6%	75.5%	75.5%
確保方策（B）（人）	358	358	358	358	358
・特定教育・保育施設（人）	349	349	349	349	349
・幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）（人）	0	0	0	0	0
・長時間預かり保育運営費支援事業（人）※1	0	0	0	0	0
・企業主導型保育施設の地域枠（人）※2	9	9	9	9	9
・届出保育施設 ※3	0	0	0	0	0
過不足（B-A）（人）	4	3	8	6	22

※1 長時間預かり保育運営費支援事業：保育所等と同様に11時間以上開園し、長時間の預かり保育等を行い、市町村から運営費の支援を受ける施設

※2 企業主導型保育施設の地域枠：企業主導型保育施設は、当該施設を設置した企業の従業員またはその企業と利用契約を結んだ企業の従業員のこどものための利用枠である「従業員枠」のほか、利用定員の最大50%までを地域のこどもに開放する「地域枠」があり、計画上の確保方策として計上することができる。

※3 届出保育施設：福岡県に届出を行った保育施設で、市内には1園存在する。計画上、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている場合は、確保方策に計上することができる。

●量の見込み（A）の算出

・「ア 第2期計画期間の実績」に示す過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。就労等により保育を希望する保護者は増えるものと予測しますが、こどもの数の減少により量は減少すると考えます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

図表 4-10

区分	施設名	利用定員（人）			
		3歳	4歳	5歳	合計
特定教育・保育施設	宮田保育園	20	25	25	70
	福丸保育園	20	25	25	70
	なないろ保育園	19	19	19	57
	なないろ保育園2	14	14	14	42
	宮若さくらこども園	30	40	40	110
企業主導型保育施設の地域枠	かさまつ保育園	6	2	1	9
合計		109	125	124	358

・第2期計画期間内は、概ね利用定員と同数のこどもを受け入れています。少子化が進み、こどもの数は減少しますが、申込率は上昇しており、今後、政府や福岡県、本市の少子化対策・定住施策によって人口が増加する可能性もあることから、計画期間においてはこの定員を維持していくことを基本とします。

○幼稚園の預かり保育（新2号認定）

図表 4-11（各年4月1日時点の見込み）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	506	491	463	466	445
量の見込み（A）（人）	48	51	51	52	49
申込率の見込み	9.5%	10.4%	11.0%	11.2%	11.0%
確保方策（B）	75	75	75	75	75
・幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）（人）	75	75	75	75	75
・長時間預かり保育運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
過不足（B-A）	27	24	24	23	26

●量の見込み（A）の算出

・「ア 第2期計画期間の実績」に示す過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。就労等により預かり保育を希望する保護者は増えるものと予測しますが、こどもの数の減少により量は減少すると考えます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

図表 4-12

区分	施設名	定員（人）
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	宮田南幼稚園	10
	若宮幼稚園	20
	宮若さくらこども園	45
合計		75

・各施設とも1日に受け入れることができるこどもの数を定員としています。

③ 3号認定こども（満3歳未満の保育認定こども）

③-1 3号認定こどものうち、0歳児

ア 第2期計画期間の実績

図表 4-13（各年4月1日時点） 単位：人（申込率を除く）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象児童数	181	182	155	169	146
量	47	40	42	29	31
申込率	26.0%	22.0%	27.1%	17.2%	21.2%
確保	67	71	71	73	73

資料：子育て福祉課

- ・対象児童数、申込率ともに減少傾向にあります。
- ・令和元年度（2019年度）から企業主導型保育施設の設置が進み、令和6年（2024年）4月時点で5園となっています。
- ・令和2年度（2020年度）から待機児童対策として、子育て支援センターの一時預かり事業を拡大し、最大で週に6日間預かり（固定枠）を行っています。

イ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-14（各年4月1日時点の見込み。量の見込みは10月1日時点の見込み）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	297	299	305	315	322
・当該年度見込み（人）	149	148	151	154	161
・翌年度見込み（人）	148	151	154	161	161
量の見込み（A）（人）	61	60	61	63	66
申込率の見込み	20.5%	20.1%	20.0%	20.0%	20.5%
確保方策（B）（人）	69	69	69	69	69
・特定教育・保育施設（人）	49	49	49	49	49
・一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）（人）※1	0	0	0	0	0
・長時間預かり保育運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
・届出保育施設（人）	0	0	0	0	0
・企業主導型保育施設の地域枠（人）	15	15	15	15	15
・特定地域型保育（人）※2	2	2	2	2	2
・子育て支援センターの固定枠（人）	3	3	3	3	3
過不足（B-A）（人）	8	9	8	6	3

※1 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）：当分の間の措置として、保育を必要とする2歳児の受け皿として定期的な預かりを行うものをいう。

※2 特定地域型保育：子ども・子育て支援法第43条第1項の規定に基づき、財政支援（地域型保育給付費）の対象として市町村が確認を行った地域型保育（地域型保育には、子ども・子育て支援法第7条第5項の規定に基づき、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの類型があり、市内には事業所内保育が1園ある。）

●量の見込み (A) の算出

・0歳児は年度末には、「前年度に生まれたこども」と「当該年度に生まれたこども」の2カ年のこどもが対象となります。推計人口及びこども家庭庁の示す算出方法により、10月時点の量を見込んでいます。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

図表 4-15

区分	施設名	利用定員 (人)	区分	施設名	利用定員 (人)
特定教育・保育 施設	宮田保育園	6	企業主導型保育 施設の地域枠	ぼたぼた園	3
	福丸保育園	10		ぼたぼた園 2	2
	なないろ保育園	9		ぴーす保育園	2
	なないろ保育園 2	9		いきいき保育園	2
	宮若さくらこども園	15		特定地域型保育	ひよこ保育園
企業主導型保育 施設の地域枠	かさまつ保育園	6	その他	子育て支援センター さくらんぼ	3
			合計		69

・保育士不足によって、0歳児は利用定員まで受入ができる園が少なくなっています。

・令和5年度(2023年度)末には申込を行ったが入所できなかったこども(待機児童・未入所児童)が37人発生しています。この状況に対応するため、子育て支援センターの一時預かり事業を拡充し、月曜日から土曜日までこどもを預かる「固定枠」を設け、保育を実施しています。第2期計画以前から保育士確保施策に取り組んでいますが、令和5年度(2023年度)からは保育実習生にアプローチするため、保育実習生受入強化事業(実習に通うための交通費等を交付)と新人応援給付金(就職後に10万円を交付)を設けています。また、保育士の負担を少しでも軽減し、働きやすい環境形成を促進するための各施設におけるICT(※)の導入に引き続き取り組み、潜在保育士の就労促進(既存では就労支援金の交付や各施設の保育スタッフ(園長等)による面談会の実施)は一層効果的な取組になるよう、内容を検討していきます。

※ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術)の略。保育施設のICT化は、保護者がスマートフォンで取得したアプリケーション等を活用し、連絡帳機能で保護者と施設間で相互連絡を行ったり、施設の出入口に登降園の打刻ができるタブレットを置いて、記録の手間を省略しながら、登降園の管理が的確に行えるようにします。保育士の事務負担が軽減され、短縮された時間で保育の質の向上が期待されるとともに、保護者も連絡が行いやすくなるなどのメリットがあります。

③-2 3号認定のうち、1歳児

ア 第2期計画期間の実績

図表 4-16 (各年4月1日時点) 単位:人(申込率を除く)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象児童数	184	181	186	153	170
量	94	90	94	95	99
申込率	51.1%	49.7%	50.5%	62.1%	58.2%
確保	109	113	117	119	119

・こどもの数は減少傾向ですが、申込率は増加傾向にあります。

資料:子育て福祉課

イ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-17 (各年4月1日時点の見込み)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み(人)	147	150	151	154	156
量の見込み(A)(人)	90	97	99	101	102
申込率の見込み	61.2%	64.7%	65.6%	65.6%	65.4%
確保方策(B)(人)	111	111	111	111	111
・特定教育・保育施設(人)	90	90	90	90	90
・一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)(人)	0	0	0	0	0
・長時間預かり保育 運営費支援事業(人)	0	0	0	0	0
・届出保育施設	0	0	0	0	0
・企業主導型保育施設の 地域枠(人)	16	16	16	16	16
・特定地域型保育	2	2	2	2	2
・子育て支援センターの 固定枠(人)	3	3	3	3	3
過不足(B-A)(人)	21	14	12	10	9

●量の見込み(A)の算出

・「ア 第2期計画期間の実績」に示す過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み(A)を算出しています。令和8年度(2026年度)以降はこどもの数・申込率とも大きな変化がないと予測していますが、令和11年度(2029年度)の量の見込みは令和7年度(2025年度)と比較すると、12人増としています。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

図表 4-18

区分	施設名	利用定員 (人)	区分	施設名	利用定員 (人)
特定教育・保育 施設	宮田保育園	12	企業主導型保育 施設の地域枠	ぼたぼた園	3
	福丸保育園	20		ぼたぼた園 2	2
	なないろ保育園	16		ぴーす保育園	2
	なないろ保育園 2	12		いきいき保育園	2
	宮若さくらこども園	30		特定地域型保育	ひよこ保育園
企業主導型保育 施設の地域枠	かさまつ保育園	7	その他	子育て支援センター さくらんぼ	3
			合計		111

- ・0歳児と同様に保育士不足によって、利用定員まで受入ができない園があります。
- ・令和5年度（2023年度）末には申込を行ったが入所できなかったこども（待機児童・未入所児童）が9人発生しています。そのような状況に対応するため、市でも対策を講じています（44ページの0歳児の「●確保方策（B）と今後の課題・取組」を参照）。

③ - 3 3号認定のうち、2歳児

ア 第2期計画期間の実績

図表 4-19（各年4月1日時点） 単位：人（申込率を除く）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象児童数	223	183	180	182	154
量	121	103	100	113	97
申込率	54.3%	56.3%	55.6%	62.1%	63.0%
確保	116	114	120	122	122

資料：子育て福祉課

- ・申込率は上昇していますが、令和6年度は少子化により、こどもの数が大きく減少しており、量も減少しています。

イ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-20 (各年 4 月 1 日時点の見込み)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
対象児童数の見込み (人)	171	147	152	153	156
量の見込み (A) (人)	111	101	107	108	110
申込率の見込み	64.9%	68.7%	70.4%	70.6%	70.5%
確保方策 (B) (人)	114	114	114	114	114
・ 特定教育・保育施設 (人)	92	92	92	92	92
・ 一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ) (人)	0	0	0	0	0
・ 長時間預かり保育 運営費支援事業 (人)	0	0	0	0	0
・ 届出保育施設 (※)	0	0	0	0	0
・ 企業主導型保育施設の 地域枠 (人)	16	16	16	16	16
・ 特定地域型保育	2	2	2	2	2
・ 子育て支援センターの 固定枠 (人)	4	4	4	4	4
過不足 (B-A) (人)	3	13	7	6	4

● 量の見込み (A) の算出

・「ア 第 2 期計画期間の実績」に示す過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み (A) を算出しています。就労等により保育を希望する保護者は今後も増加し、申込率は 70% 台を見込んでいます。

● 確保方策 (B) と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員 (人)	区分	施設名	利用定員 (人)
特定教育・保育 施設	宮田保育園	12	企業主導型保育 施設の地域枠	ぼたぼた園	3
	福丸保育園	20		ぼたぼた園 2	2
	なないろ保育園	18		ぴーす保育園	2
	なないろ保育園 2	12		いきいき保育園	2
	宮若さくらこども園	30		特定地域型保育	ひよこ保育園
企業主導型保育 施設の地域枠	かさまつ保育園	7	その他	子育て支援センター さくらんぼ	4
			合計		114

・ 特定教育・保育施設は、利用定員と同程度のこどもを受け入れています。

(3)地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育事業（延長保育事業）

ア 事業内容

保護者の就労状況に応じて、通常の保育時間を延長して行う保育事業です。

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-22（各年度末時点）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込み)
量(人)	210	209	257	268	268
確保(人)	210	209	257	268	268

資料：子育て福祉課

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-23（各年度末の見込み）

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(A)(人)	265	260	259	267	269
確保方策(B)(人)	265	260	259	267	269
過不足(B-A)(人)	0	0	0	0	0

●量の見込み(A)の算出

・こどもの数の推計(減少傾向)と利用者数の推移(増加傾向)から算出しています。

●確保方策(B)と今後の課題・取組

図表 4-24

区分	施設名	時間外保育時間(延長保育時間)
特定教育・保育施設	宮田保育園	午後6時～午後7時(短時間保育の場合は午後4時～午後6時)
	福丸保育園	午後6時～午後7時(短時間保育の場合は午後4時～午後6時)
	なないろ保育園	午後6時～午後7時 (短時間保育の場合は午前7時～午前8時、午後4時～午後6時)
	なないろ保育園2	午後6時～午後7時 (短時間保育の場合は午前7時～午前8時、午後4時～午後6時)
	宮若さくらこども園	午後6時～午後7時 (短時間保育の場合は午前7時～午前8時、午後4時～午後6時)
特定地域型保育	ひよこ保育園	午前6時30分～午前7時30分、午後6時30分～午後7時30分 (短時間保育の場合は午前7時30分～午前8時30分、午後4時30分～午後6時30分)

・短時間保育利用者に対する早朝の時間外保育を行っていない園もあります。現状では、保護者のニーズにあわせて確保できていることから、本計画期間においても、定員等による確保数ではなく、量の見込み(A)と同数としています。

② 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

ア 事業内容

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、次の2つに分類されます。

図表 4-25

認定区分	事業内容	市内の対象施設
1号認定子ども（教育標準時間認定子ども）を対象とした一時預かり事業	「預かり保育」と呼ばれるものであり、1号認定子どもが教育標準時間（4時間程度）を超えて保育を希望するときに利用する事業です。	宮田南幼稚園 若宮幼稚園 宮若さくら子ども園
2号認定子ども（保育認定子ども）を対象とした一時預かり事業	就労等で子どもを監護できない保護者が幼稚園を利用する場合、教育標準時間は1号認定を受け、就労等でお迎えができない時間帯や幼稚園の休業期間中は、新2号認定（保育所等に入所する子どもの2号認定と区別するため、新2号認定と異なります。）を受けて利用する一時預かり事業（預かり保育）のことで、新2号認定を受けることで、施設等利用給付制度によって、一時預かり事業（預かり保育）に係る費用は償還あるいは幼稚園に代理受領され、無償化されます。	

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-26（各年度末時点）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
量（人日）	4,107	6,025	6,008	7,742	7,984
・1号認定	1,668	2,389	2,115	2,825	3,067
・2号認定	2,439	3,636	3,893	4,917	4,917
確保（人日）	13,000	15,200	15,200	15,600	15,600

※資料：教育総務課・子育て福祉課

・市内の公立幼稚園、認定子ども園（私立・幼稚園籍）は、一時預かり事業（預かり保育）を実施しています。

・公立幼稚園について、令和3年度（2021年度）から宮田南幼稚園で一時預かり事業（預かり保育）を開始し、令和5年度（2023年度）から宮田南幼稚園、若宮幼稚園で夏休み期間等の長期休業中においても事業を開始しました。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-27（各年度末の見込み）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）（人日）	7,935	8,019	7,759	8,625	9,048
・1号認定（人日）	3,033	3,013	2,948	3,261	3,410
・2号認定（人日）	4,902	5,006	4,811	5,364	5,638
確保方策（B）（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
・一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
・上記以外（※）（人日）	0	0	0	0	0
過不足（B-A）（人日）	10,065	9,981	10,241	9,375	8,952

●量の見込み (A) の算出

・1号認定こどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（増加傾向）から算出しました。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

図表 4-28

区分	施設名	年間受入可能数 (人)
一時預かり事業 (幼稚園型 I)	宮田南幼稚園	2,400 人日
	若宮幼稚園	4,800 人日
	宮若さくらこども園	10,800 人日
合計		18,000 人日

・現在と同様に確保します。宮田南幼稚園は1日当たり10人×週5日×月4週×12月=2,400人日、若宮幼稚園は1日当たり20人×週5日×月4週×12月=4,800人日、宮若さくらこども園は1日当たり45人×週5日×月4週×12月=10,800人日

③ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

ア 事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

イ 第2期計画期間の実績

本事業としては実施していませんが、政府により企業の従業員の働き方に応じた保育の提供と地域における待機児童の解消を目的とした企業主導型保育事業が推進されたことで、本市においても令和元年度（2019年度）から企業主導型保育施設の設置が進みました（18ページ参照）。また、0歳から2歳児クラスの待機児童の解消を目的に、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所）としてひよこ保育園を認可しました（令和4年11月開所）。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

少子化を踏まえつつ、定住施策等で人口の流入が見込まれる場合には、0歳から2歳児クラスを中心に待機児童が増加する可能性もあることから、小規模保育事業の実施の必要性について検討し、必要性が認められる場合にはこの事業を活用した支援を行います。

④ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

ア 事業内容

児童福祉法に基づく事業で、就労等により小学生の保護者が昼間家庭にいない場合に、児童厚生施設などで放課後も適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-29（対象児童数は各年4月1日時点・量は5月1日時点） 単位：人（申込率を除く）

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
対象児童数	1,356	1,324	1,313	1,311
・1年生	231	203	206	218
・2年生	231	232	204	208
・3年生	212	232	237	204
・4年生	221	215	231	240
・5年生	224	217	215	227
・6年生	237	225	220	214
量及び申込率	279(20.6%)	321(24.2%)	315(24.0%)	344(26.2%)
・1年生	73(31.6%)	89(43.8%)	92(44.7%)	108(49.5%)
・2年生	77(33.3%)	77(33.2%)	82(40.2%)	79(38.0%)
・3年生	58(27.4%)	70(30.2%)	63(26.6%)	66(32.4%)
・4年生	38(17.2%)	44(20.5%)	43(18.6%)	47(19.6%)
・5年生	20(8.9%)	28(12.9%)	23(10.7%)	30(13.2%)
・6年生	13(5.5%)	13(5.8%)	12(5.5%)	14(6.5%)
確保	360	360	360	360

資料：子育て福祉課

・各小学校に1つ学童保育所を設置しています（宮田南・宮田北・光陵・宮若西）。令和3年度（2021年度）と令和6年度（2024年度）を比較した場合、こどもの数は45人減少していますが、申込率が上昇し、量は65人増加しています。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-30 (各年 4 月 1 日時点の見込み)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
対象児童数の見込み (人)	1,272	1,224	1,161	1,106	1,068
・1 年生	175	179	174	150	169
・2 年生	220	176	180	175	152
・3 年生	208	220	175	179	174
・4 年生	207	211	223	177	181
・5 年生	236	203	207	219	174
・6 年生	226	235	202	206	218
量の見込み (A) (人)	347	350	332	310	305
(申込率)	(27.3%)	(28.6%)	(28.6%)	(28.0%)	(28.6%)
・1 年生	97(55.4%)	106(59.2%)	103(59.2%)	89(59.3%)	100(59.2%)
・2 年生	87(39.5%)	73(41.5%)	75(41.7%)	73(41.7%)	63(41.4%)
・3 年生	71(34.1%)	78(35.5%)	62(35.4%)	63(35.2%)	62(35.6%)
・4 年生	42(20.3%)	43(20.4%)	45(20.2%)	36(20.3%)	37(20.4%)
・5 年生	34(14.4%)	31(15.3%)	31(15.0%)	33(15.1%)	26(14.9%)
・6 年生	16(7.1%)	19(8.1%)	16(7.9%)	16(7.8%)	17(7.8%)
確保 (B) (人)	370	370	370	370	370
過不足 (B-A) (人)	23	20	38	60	65

●量の見込み (A) の算出

・「ア 第 2 期計画期間の実績」に示す過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み (A) を算出しています。就労等により学童保育所への入所を希望する保護者は増えるものと予測され、こどもの数の減少するものの令和 8 年度 (2026 年度) までは量が増えるものと考えます。令和 9 年度 (2027 年度) 以降はこどもの減少が積み重なるため、令和 8 年度がピークアウトの年と考えます。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

図表 4-31

区分	施設名	利用定員 (人)			
		1 組	2 組	3 組	合計
学校空き教室	宮田南学童保育所	40	30	-	70
	宮田北学童保育所	40	40	-	80
専用施設	光陵学童保育所	40	40	20	100
	宮若西学童保育所	40	40	40	120
合計					370

・光陵学童保育所は令和 5 年度 (2023 年度) から待機児童が数名発生していることから、利用定員を 90 人から 100 人に増加する見込みです。

・夏休み期間に入所を希望する保護者もいることから、弾力的運用について委託先と協議を行うとともに、希望する人がこどもを預けることができるよう仕組みを構築します。

⑤ 病児保育事業

ア 事業内容

保護者の就労等の理由により、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院や保育所などで保育する事業です。

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-32 (各年度末時点)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込み)
量	39	55	60	205	220
確保	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393

資料：子育て福祉課

- ・近隣市町と連携し、病児・病後児保育メリーハウスに業務委託を行い、事業を実施しています。
- ・令和5年(2023年)4月から福岡県が病児保育の利用料金について、2,000円を限度に無償化しました。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-33 (各年度末の見込み)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	229	236	249	270	286
確保方策 (B) (人)	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393
過不足 (B-A) (人)	1,164	1,157	1,144	1,123	1,107

●量の見込み (A) の算出

- ・こどもの数の推計(減少傾向)と利用者数の推移(増加傾向)から算出しています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

図表 4-34

区分	施設名	年間受入人数
乳児院	病児・病後児保育メリーハウス	665 人日
	ぼたぼた園	182 人日
企業主導型保育施設	ぼたぼた園 2	182 人日
	ぴーす保育園	182 人日
	いきいき保育園	182 人日
合計		1,393 人日

・引き続き、直方市・鞍手町・小竹町と広域連携で、病児・病後児保育メリーハウスに委託を行います。年間受入人数(確保数)は全体数2,628人日(1日当たり9人×292日)に宮若市の利用割合(見込み)25.3%を乗じた数です。

・企業主導型保育施設も病児保育を実施していることから、利用可能人数の半分を地域の人が利用できる枠として記載しています。

○地域で支える子育てのまちづくり

⑥ 地域子育て支援拠点事業

ア 事業内容

児童福祉法に基づく事業で、乳幼児やその保護者が交流する場を開設したり、子育ての相談を受けたりする事業です。一般的に次の4つが基本事業とされ、本市において実施しています。

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育てなどに関する相談・援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習などの実施

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-35 (各年度末時点)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込み)
量 (人日)	2,677	3,595	4,774	4,442	4,000
確保 (人日)	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

資料：子育て福祉課

- ・子育て支援センターさくらんぼ・たけんこ・たんぼぼの3カ所を市で運営しています。
- ・月に一度、親子ふれあいイベントなどを実施しています。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-36 (各年度末の見込み)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人日)	4,076	3,768	3,586	3,607	3,484
確保方策 (B) (人日)	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
過不足 (B-A) (人日)	724	1,032	1,214	1,193	1,316

●量の見込み (A) の算出

- ・こどもの数の推計 (減少傾向) と利用者数の推移 (減少傾向) から算出しています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

図表 4-37

区分	施設名	利用定員	開所日
地域子育て支援拠点施設	子育て支援センターさくらんぼ	2,400 人日	月曜日～金曜日
	子育て支援センターたんぼぼ	1,200 人日	火曜日～土曜日
	子育て支援センターたけんこ	1,200 人日	月曜日～金曜日
合計		4,800 人日	

- ・上記3カ所とも、居室 (あそびの広場) で同時に支障なく遊ぶことのできるこどもの数に開所日数を乗じた数としています。「さくらんぼ」は1日当たり10人×240日=2,400人日、「たんぼぼ」「たけんこ」は1日当たり5人×240日=1,200人

⑦ 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）、
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化
事業除く）

ア 事業内容

図表 4-38

認定区分	事業内容	市内の該当施設
一時預かり事業 （幼稚園在園児以外）	本市では子育て支援センターで行っています（保育所や認定こども園でも実施可能ですが、市内の施設では現在のところ実施されていません）。パート就労や非常勤などの雇用形態の多様化に加え、介護や通院などの不定期な保育ニーズに対応します。令和4年（2022年）の改正児童福祉法において、レスパイトを目的とするものも利用可能であることが明確化されました。	子育て支援センター さくらんぼ・たけんこ
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	子育て短期支援事業（ショートステイ）の夜間・休日版です。児童養護施設や乳児院などにおいて、保護者の病気や仕事、育児不安や育児疲れなどの場合にこどもを預かる事業です。	なし （鞍手町の鞍手乳児院、岡垣町の報恩母の家に委託）
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）	児童福祉法に基づく事業で、一般的にファミリー・サポート・センター事業と呼ばれます。子育てに対して援助を求める家庭と、援助したい人をつなぐ取組で、保護者に代わって保育所に送迎を行ったり、一時的な預かりなどを行ったりします。援助する人は必要な講習を受けることが必要です。	なし

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-39（各年度末時点）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 （見込み）
量（人日）	1,008	1,107	1,587	1,811	1,301
・一時預かり事業（幼稚園在園児以外）	1,008	1,105	1,586	1,811	1,300
・子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	2	1	0	1
・子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）	-	-	-	-	-
確保（人日）	2,963	2,963	2,963	2,963	2,963
・一時預かり事業（幼稚園在園児以外）	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
・子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	313	313	313	313	313
・子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）	-	-	-	-	-
過不足（人日）	1,955	1,856	1,376	1,152	1,662

資料：子育て福祉課

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-40 (各年度末の見込み)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人日)	3,698	3,539	3,383	3,428	3,364
・一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	1,382	1,311	1,200	1,221	1,179
・子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	1	1	1	1	1
・子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業除く)	2,315	2,227	2,182	2,206	2,184
確保方策 (B) (人日)	2,963	2,963	2,963	2,963	2,963
・一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
・子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	313	313	313	313	313
・子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業除く)	0	0	0	0	0
過不足 (B-A) (人日)	▲735	▲576	▲420	▲465	▲401

●量の見込み (A) の算出

- ・一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)
就学前のこどもの数の推計 (減少傾向) と利用者数の推移 (減少傾向) から算出しました。
- ・子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)
見込みの算出が困難であるため、計画期間の全てにおいて、令和 6 年度の見込みと同数にしています。
- ・子育て援助活動支援事業
事業実績がないことから、アンケート調査の結果、親族や友人から援助を受けることができない保護者のうち、ファミリー・サポート・センター事業の利用意向がある人で、その利用希望日数から量の見込みを立て、こどもの数の減少率を乗じて算出しました。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

図表 4-41

区分	施設名	年間受入人数	備考
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	子育て支援センターさくらんぼ	1,450 人日	
	子育て支援センターたけんこ	1,200 人日	
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	鞍手乳児院 (鞍手町)	114 人日	2 歳未満
	報恩母の家 (岡垣町)	199 人日	2 歳以上
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業除く)	実施に向けて検討		

- ・一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)
引き続き、子育て支援センターで一時預かり事業を実施します。(「さくらんぼ」は 1 日当たり 5 人×290 日 = 1,450 人日、「たけんこ」は 1 日当たり 5 人×240 日 = 1,200 人日)
- ・子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)
現在と同様、鞍手乳児院と報恩母の家に委託し、事業を実施します。確保の内容はいずれも、年間の入所可能人数を同施設に委託する市町村数で除した数字です。(鞍手乳児院は 1 日当たり 5 人×365 日÷16 市町 = 114 人日、報恩母の家は 1 日当たり 6 人×365 日÷11 市町 = 199 人日)
- ・子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業除く)
子育て支援を細やかにを行うには、様々な保護者の状況に応じて子育てを援助する人を地域から見つけ出しその手助けを受けることが必要ですが、60 歳以上で就労を継続されている人も増え、人材を見つけることは容易ではありません。アンケート調査等でその必要性やニーズが把握できることから、事業の実施に向けて検討を行います。

⑧ 子育て援助活動支援事業（就学児対象）

ア 事業内容

児童福祉法に基づく事業で、一般的にファミリー・サポート・センター事業と呼ばれます。子育てに対して援助を求める家庭と、援助したい人をつなぐ取組で、保護者に代わって学童保育所に送迎を行ったり、一時的な預かりなどを行ったりします。援助する人は必要な講習を受ける必要があります。

イ 第2期計画期間の実績

実施しませんでした。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-42（各年度末の見込み）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)(人)	1,904	1,832	1,739	1,657	1,601
確保方策(B)(人)	0	0	0	0	0
過不足(B-A)(人)	▲1,904	▲1,832	▲1,739	▲1,657	▲1,601

●量の見込み(A)の算出

・事業実績がないことから、ニーズ調査の結果、小学生の保護者で親族や友人から援助を受けることができない人のうち、ファミリー・サポート・センター事業の利用意向がある人を抽出し、その利用希望日数から量の見込みを立て、こどもの減少率を乗じて算出しました。

●確保方策(B)と今後の課題・取組

・56ページの「●確保方策(B)と今後の課題・取組」内の「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）」に記載と同様、実施に向けて検討を行います。

⑨ 児童育成支援拠点事業

ア 事業内容

令和4年(2022年)成立の改正児童福祉法で新設された事業で、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校のほかに居場所が必要なこどもに、居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行い、さらに関係機関へのつなぎを行うものです(令和6年4月施行)。

イ 第2期計画期間の実績

・児童育成支援拠点事業は実施していませんが、令和6年度(2024年度)から月に1度、食事の提供と学習支援を行う宮若こども食堂がNPO法人育ちと学びの応援団により開設されています。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表4-43 (各年度末の見込み)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)(人)	67	65	64	62	60
確保方策(B)(人)	0	0	0	0	0
過不足(B-A)(人)	▲67	▲65	▲64	▲62	▲60

●量の見込み(A)の算出

・こども家庭庁の示す算出方法により、次の方法で算出しています。
量の見込み(人) = 6歳から17歳までの推計児童数(人) × 事業の利用が望ましい児童数(人) ÷ 基準時点の6歳から17歳までの児童人口(令和7年度は推計児童数2,653人 × 事業の利用が望ましい児童数68人 ÷ 令和6年4月1日時点の6歳から17歳までの人口2,712人)

●確保方策(B)と今後の課題・取組

・こども家庭庁の示す事業の要件は、職員については管理者、1人以上の支援員の配置、開所日数については週3日以上、開所時間は学校の休業日が1日8時間、それ以外の日は学校終了から午後6時までと簡単な要件ではありません。宮若市こども食堂の活動も始まり、また、利用に条件はありますが、現状でも学童保育所や放課後デイサービスが居場所の一つと考えられるため、小中学校と情報共有を行い、こども家庭センターでその必要性を検討していきます。

○保護者に寄り添った、きめ細やかな支援

⑩ 利用者支援事業

ア 事業の内容

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

地域子育て相談機関は令和6年度（2024年度）から制度化されました。

図表 4-44

区分	事業内容	市内の該当施設
基本型	こどもやその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。 【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1人以上配置	なし
地域子育て相談機関	地域子育て支援拠点施設などを活用し、中学校区に1カ所を目安として、子育て等に関する身近な相談機関として設置するものです。すべての妊産婦、こどもとその家庭等を対象にし、こども家庭センターを通じて綿密な支援につなげます。 【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1人以上配置	なし
特定型 （保育コンシェルジュ）	主に市町村の窓口で、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供、利用に向けての支援を行います。 【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1人以上配置	なし
こども家庭センター型	母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊産婦と乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応などを行います。 【職員配置】主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応などを含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員など	令和6年4月に、こども家庭センターを本庁舎に設置

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-45（各年4月1日時点）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施数（箇所） （R2～R5 母子保健型。R6 こども家庭センター型）	1	1	1	1	1

資料：健康福祉課

・令和5年度（2023年度）まで利用者支援事業（母子保健型）として、保健センターパレットにて妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や、育児に関する妊産婦からの相談に応じ、関係機関と協力して支援プランの策定等を行いました。令和6年度（2024年度）からこども家庭センター型に移行しました。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-46 (各年 4 月 1 日時点の見込み)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (箇所)	1	1	1	1	1
基本型 (箇所)	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関 (箇所)	0	0	0	0	0
特定型 (保育コンシェルジュ) (箇所)	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 (箇所)	1	1	1	1	1
確保方策 (B) (箇所)	1	1	1	1	1
基本型 (箇所)	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関 (箇所)	0	0	0	0	0
特定型 (保育コンシェルジュ) (箇所)	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 (箇所)	1	1	1	1	1
過不足 (B-A) (箇所)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・就学前の子どもやその家庭に対しては、利用している教育・保育施設や 3 カ所の子育て支援センター、市役所 (こども家庭センター) の窓口・電話対応など複数の相談先があることで、満たされているものと考えます。小学生以降の子どもやその家庭について、小中学生までは学童保育所を含め、地域とのつながりが深いものの、高校生年代になると地域とのつながりが希薄になることから、気軽に相談できる窓口を設けることも検討が必要になります。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

- ・こども家庭センターで母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。
- ・幅広い年齢の子どもに関する地域の相談先として、地域子育て相談機関の設置について検討します。

⑪ 妊婦等包括相談支援事業 (出産・子育て応援給付金の伴走型相談支援)

ア 事業内容

令和6年(2024年)成立の改正子ども・子育て支援法で地域子ども・子育て支援事業として新設された事業で、妊婦等に対して面談その他の措置を講じることで、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供などを行います。令和4年度(2022年度)より実施している出産・子育て応援給付金の伴走型相談支援が制度化したものです。

イ 第2期計画期間の実績

・第2期計画に位置付けていませんが、出産・子育て応援給付金(妊娠届出時5万円、乳幼児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)時5万円の合計10万円)の伴走型相談支援として、「妊娠届出時」「妊娠8カ月頃」「乳幼児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)」にて実施しています。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表4-47 (各年度末の見込み)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)(人回)	447	450	459	474	483
確保方策(B)(人回)	447	450	459	474	483
・こども家庭センター(人回)	447	450	459	474	483
・その他(上記以外の業務委託)(人回)	0	0	0	0	0
過不足(B-A)(人回)	0	0	0	0	0

●量の見込み(A)の算出

・「量の見込み(A)」は「当該年度4月1日の0歳児の推計数」と「翌年度4月1日の0歳児の推計数」の合計の半数に標準的な面談回数である3回を乗じた数とします。(令和7年度は「令和7年4月1日時点の0歳児推計数(149人)」と「令和8年4月1日時点の0歳児推計数(148人)」の合計の半数に3回を乗じた数としています。)

●確保方策(B)と今後の課題・取組

・現在と同様、出産・子育て応援給付金の伴走型相談支援として、「妊娠届出時」「妊娠8カ月頃」「乳幼児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)」にて実施していきます。

⑫ 妊婦健康診査

ア 事業内容

母子保健法に基づく事業であり、母親の健康状態と胎児の発育状態を確認するため、医療機関等で実施します。宮若市に居住する妊婦に補助券を交付し、健康診査の受診を促進しています。

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-48 (各年度末時点)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込み)
実施数 (人)	293	251	252	226	243

資料：健康福祉課

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-49 (各年度末の見込み)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) 対象者数 (人)	223	225	230	238	242
量の見込み (A') 健診回数 (人回)	2,086	2,100	2,142	2,212	2,254
確保方策 (B) 対象者数 (人)	223	225	230	238	242
確保方策 (B') 健診回数 (人回)	2,086	2,100	2,142	2,212	2,254
過不足 (B-A) (人)	0	0	0	0	0
過不足 (B' - A') (人回)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・妊婦健康診査は年度がまたがるため、「量の見込み (A) (対象者数)」は「当該年度 4 月 1 日の 0 歳児推計数の半数」と「翌年度 4 月 1 日の 0 歳児の推計数」を合計した数としています。(令和 7 年度は「令和 7 年 4 月 1 日時点の 0 歳児推計数の半数 (75 人)」と「令和 8 年 4 月 1 日時点の 0 歳児の推計数 (148 人)」の合計 (223 人) としています。)

・「量の見込み (A) (健診回数)」は「当該年度 4 月 1 日の 0 歳児の推計数」と「翌年度 4 月 1 日の 0 歳児推計数」の合計の半数に補助券の回数である 14 回を乗じた数とします。(令和 7 年度は「令和 7 年 4 月 1 日時点の 0 歳児の推計数 (149 人)」と「令和 8 年 4 月 1 日時点の 0 歳児の推計数 (148 人)」の合計の半数に 14 回を乗じた数としています。)

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・適切に健康診査が受診されるように努めます。確保方策 (B) は量の見込み (A) と同数とします。

⑬ 養育支援訪問事業

ア 事業内容

児童福祉法に基づく事業であり、若年での出産や思いがけない妊娠・出産などの場合に、その居宅を訪問し、養育に関する相談や指導、助言等を行う事業です。

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-50 (各年度末時点)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込み)
実施数(人)	68	37	36	23	38

資料：健康福祉課

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-51 (各年度末の見込み)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	38	38	38	38	38
確保方策 (B) (人)	38	38	38	38	38
過不足 (B-A) (人)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・見込みの算出が難しいため、令和6年度の見込みと同数にしています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・市の保健師等により、適切に実施します。量の見込みと同数とします。

⑭ 産後ケア事業

ア 事業内容

令和3年(2021年)に母子保健法に位置付けられた事業で、心身の不調や育児不安が強いなど、特に支援が必要な出産後1年を超えない母子を対象とし、助産所などに通う(デイサービス)、または宿泊する(ショートステイ)、あるいは助産師などが居宅を訪問する(アウトリーチ)などの方法で、母親の健康管理や生活上のアドバイスなどを行います。

イ 第2期計画期間の実績

・第2期計画に位置付けはありませんが、福岡県助産師会と委託契約を行い、事業を実施しています。市内外の35施設を利用することができます。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-52 (各年度末の見込み)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)(人日)	45	48	53	58	65
確保方策(B)(人日)	45	48	53	58	65
過不足(B-A)(人日)	0	0	0	0	0

●量の見込み(A)の算出

・子ども家庭庁の示す算出方法により、次の方法で算出しています。量の見込み(人) = 利用見込み産婦数 ÷ 全産婦数 × 平均利用日数

●確保方策(B)と今後の課題・取組

・現在と同様、福岡県助産師会と委託契約を締結し、様々な施設を選択できるようにし、里帰り出産などへも対応できるようにしています。

⑮ 乳幼児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

ア 事業内容

児童福祉法に定める事業であり、生後 4 カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、孤立しがちな子育て中の不安や悩みを聞くとともに、養育環境を把握し、さらに子育て支援に関する情報提供を行い、必要なサービスにつなげます。本市では保健師、助産師、看護師等が訪問しています。

イ 第 2 期計画期間の実績

図表 4-53（各年度末時点）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込み)
実施数(人)	153	167	163	145	155

資料：健康福祉課

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-54（各年度末見込み）

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	148	151	154	161	161
確保方策 (B) (人)	148	151	154	161	161
過不足 (B-A) (人)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・当該年度の量の見込み (A) は、翌年度の 0 歳児の推計数と同数にしています。(令和 7 年度の量の見込みは令和 8 年度の 0 歳児の推計数。)

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・市の保健師等により、出生に合わせて適切に実施します。量の見込みと同数とします。

①⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (要保護児童対策地域協議会)

ア 事業の内容

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-55(各年度末時点)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業実施	実施	実施	実施	実施	実施

資料:子育て福祉課

・地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業として、ケース記録や進行管理台帳の電子化を行うとともに、地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組として、コーディネーター会議に地域の小児科医に出席してもらうなどの取組を実施しました。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-56 (各年度末の見込み)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み (A)	実施	実施	実施	実施	実施
確保方策 (B)	実施	実施	実施	実施	実施
過不足 (B-A)	-	-	-	-	-

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉との連携は強化されています。引き続き、地域の小児科医にコーディネーター会議へアドバイザーとして出席してもらうなど、専門性を強化し、児童虐待等に対して適切な対応を行います。

⑰ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

ア 事業内容

児童福祉法に基づく事業で、保護者の疾病等の理由によりこどもの養育が困難になった場合に、一定期間（1週間程度）、児童養護施設や乳児院などにおいて、こどもを預かります。令和3年度（2021年度）から住み慣れた地域の中で、こどもの成長に重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことができる里親宅等へ預かりを委託することもできるようになっています。

また、令和6年度（2024年度）から国の制度拡充により、過干渉や育児放棄などで、こども自身が保護者と離れることを希望する場合の入所や、必要性が認められる場合（※）には、親子で一緒に入所することも可能となりました。

※親子で一緒に入所することが認められる場合は、レスパイト・ケア（一時的な育児休止による保護者の心身の回復）を目的とする場合、こどもとの関わり方・養育方法を学ぶ必要が認められる場合など。

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-57（各年度末時点）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
量(人日)	77	28	40	69	70
確保(人日)	313	313	313	313	313
過不足(人日)	236	285	273	244	243

資料：子育て福祉課

・鞍手乳児院（鞍手町所在）、報恩母の家（岡垣町所在）に委託し、事業を実施しました。市内には施設がありません。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-58（各年度末の見込み）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)(人日)	70	70	70	70	70
確保方策(B)(人日)	313	313	313	313	313
確保方策(施設数)	2	2	2	2	2
過不足(B-A)(人日)	243	243	243	243	243

●量の見込み(A)の算出

・見込みの算出が困難であるため、計画期間の全てにおいて、令和6年度の見込みと同数にしています。

●確保方策(B)と今後の課題・取組

図表 4-59

区分	施設名	利用定員	備考
乳児院	鞍手乳児院	114人日	2歳未満
児童養護施設	報恩母の家	199人日	2歳以上
合計		313人日	

- ・現在と同様、鞍手乳児院と報恩母の家に委託し、事業を実施します。確保方策はいずれも、年間の入所可能人数を同施設に委託する市町村数で除した数字です。(鞍手乳児院は1日当たり5人×365日÷16市町=114人日、報恩母の家は1日当たり6人×365日÷11市町=199人日)
- ・里親等への委託は現時点で実施していませんが、現在の委託先は市外であることも踏まえ、教育・保育施設や学校に通うなどのこどもの日常生活を維持し、家庭的な環境において一時的な養育を提供することを目的として、里親等への委託を検討します。

⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

イ 第2期計画期間の実績

本事業については実施していません。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

・事業の対象世帯は、利用者負担（保育料）の階層が限定されています。教材費や行事への参加に要する費用も負担感があることから、事業の実施の必要性について関係部署とも協議しながら検討を行います。

⑱ 子育て世帯訪問支援事業

ア 事業内容

令和4年(2022年)成立の改正児童福祉法で新設された事業で、支援が必要な家庭にヘルパーが訪問し、子育ての不安や悩みに寄り添いながら、調理や掃除などの家事支援や送迎などの育児支援、子育て情報の提供などを行うものです(令和6年4月施行)。

イ 第2期計画期間の実績

図表 4-60 (各年度末時点)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
実施数(人日)	-	-	-	21	28

資料：子育て福祉課

・宮若市では法律の施行に先立ち、令和5年度(2023年度)から社会福祉法人グリーンコープに委託し、家事支援(食事の準備や洗濯、掃除など)と育児支援(授乳の準備や補助、適切な育児環境の整備、子育て情報の提供)を実施しています。利用時間は原則として、1日当たり2時間、1月当たり2回を限度とします。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-61 (各年度末の見込み)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)(人日)	60	60	60	60	60
確保方策(B)(人日)	120	120	120	120	120
過不足(B-A)(人日)	60	60	60	60	60

●量の見込み(A)の算出

・新しい事業のため、実績から導くことが困難ですが、事業の目的に沿い、今後利用してもらいたい世帯数を検討し、算出しています。

●確保方策(B)と今後の課題・取組

・現在と同様、社会福祉法人グリーンコープに委託し、事業を実施します。(1月当たり5世帯×利用日数2日×12カ月=120人日)

⑳ 親子関係形成支援事業

ア 事業内容

令和4年(2022年)成立の改正児童福祉法で新設された事業で、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱え、子育てに向き合うことが難しくなっている保護者とそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイを通じて、こどもの心身の発達状況に応じた情報提供、相談や助言を行うことで、健全な親子関係の形成を図ることを目的としています(令和6年4月施行)。

イ 第2期計画期間の実績

・親子関係形成支援事業は実施していません。こども家庭センターの家庭児童相談員が親子の関係改善を図るため、相談業務を実施しています。

ウ 本計画の量の見込みと確保方策

図表4-62 (各年度末の見込み)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)(人)	70	69	67	66	64
確保方策(B)(人)	0	0	0	0	0
過不足(B-A)(人)	▲70	▲69	▲67	▲66	▲64

●量の見込み(A)の算出

・こども家庭庁の示す算定方法により、次の方法で算出しています。
量の見込み(人) = 0歳から17歳までの推計児童数(人) × 事業の利用が望ましい児童数(人) ÷ 基準時点の0歳から17歳までの児童人口(令和7年度は推計児童数3,626人 × 事業の利用が望ましい児童数72人 ÷ 令和6年4月1日時点の0歳から17歳までの人口3,717人)

●確保方策(B)と今後の課題・取組

・こども家庭庁の示す事業の要件は、プログラムが概ね5~8回(各回90分~120分程度)を目安にしており、仕事や学校などとの調整等が難しいことが予想されます。リモートの活用と周辺自治体と広域連携した取組を検討していきます。

4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労の有無に関わらず施設を利用することができ、そのことで適切な規模の集団を保つことができます。共働き世帯が増え、保育へのニーズが高まる状況が続いていますが、幼児教育を望む保護者にも柔軟に対応できる施設です。また、少子化が進む中で集団を維持するには、保育所側からも認定こども園となることにメリットがあると思われる

ます。

現在、市内にある宮若さくらこども園は幼保連携型認定こども園ですが、認定こども園には、幼稚園型や保育所型、地方裁量型などの類型があることから、認定こども園への移行を希望する園や検討を行う園がある場合には移行しやすい類型を提案するなどその普及を推進し、地域のニーズに沿った受け皿の確保に努めます。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進

①外国につながるこどもへの支援・配慮

国際化の進展に伴い、外国人のこどもや両親の国際結婚によるこどもなどのいわゆる外国につながるこどもが増加しています。本市でも多くはないものの、このような状況が見られます。必要に応じて、保育施設による通訳等の活用などを促進します。

強化事業（保育以外の清掃や配膳などの周辺業務に従事する人を雇用した場合の補助制度）」などのほか、ICT化による業務の効率化を推進し、働きやすい職場づくりを促進してきました。

給与や休暇等については、指導監査等を通じて適切に運営されているか確認を行います。

②幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

園長会等を通じて、各施設の課題を抽出し、合同で実施することが望ましい研修や効率的な研修について検討し、地域全体の教育・保育の質の向上に努めます。

④教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

こどもの安全を確保するために指導監査は重要な役割を持っています。保育施設の指導監査については書面審査に加え、現地を確認することで、施設の特徴や特色を理解した上で、補助制度などの活用を促進し、より安全面が確保されるように努めます。

③処遇改善を始めとする労働環境への配慮

保育士不足が恒常化しており、処遇改善を始めとした労働環境の改善は重要な課題です。これまでも本市では、保育士の負担を軽減するため、こども家庭庁の補助制度である「保育補助者雇上強化事業（保育士資格を有しない人などで保育業務を補助する人を雇用した場合の補助制度）」や「保育体制

⑤特定教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の推進

各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう、「保育所における自己評価ガイドライン」などの周知を行います。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためにはこども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満のこどもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して教育・保育が

受けられるように、連携施設の確保促進に取り組みます。また、企業主導型保育施設も満3歳未満のこどもを保育する施設が多いことから、連携や協力体制が構築されるよう努めます。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

幼児教育・保育から小学校への円滑な移行を推進し、小1プロブレム（小学校での生活になじめず、落ち着かない状態で、集団生活が困難になる場合もある。）を解消するため、教育・保育施設と小学校との連携が必要です。

現在、教育委員会の宮若市学力向上プロジェクトE事業の中で「幼児部会」を設け、保幼小の合同研修や小学校入学前後の情報交換を行っています。また、小学校の児童支援担当が教育・保育施設へ訪問し、鉛筆の持ち方などを教える取組も行っています。引き続き、連携の取組を推進します。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法の検討

本市では新制度に移行していない幼稚園はありませんが、就労等で市内外の幼稚園等の預かり保育を利用している保護者は、新2号認定（保育認定）を受けて、施設等利用給付制度により預かり保育に係る費用が無償化されます。無償化に係る申請手続について、法定代理受領（通常は保護者が施設に一

旦料金を支払い、その後保護者が市町村に請求するが、保護者と施設間の料金のやり取りを省略し、市町村から施設に費用を支払う方法）について幼稚園等と協議を行い、保護者の負担を軽減に取り組みます。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使

すでに本市では、特定子ども・子育て支援施設等の指導監督について、点検表を作成し、これに基づき実地指導を行っています。また、施設側への負担が軽減されるよう、福岡県の届出保育施設の指導監査と合同で実施しており、今後も継続します。

資料

1. 宮若市子ども・子育て会議

市町村は子ども・子育て支援事業計画を定める場合は、子ども・子育て支援法第61条第7項において「子ども・子育て支援法第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」とされています。

このため、宮若市では平成25年6月に宮若市子ども・子育て会議条例を制定し、公募による市民やこどもの保護者、学識経験者などからなる「宮若市子ども・子育て会議」において、計画策定時には内容を審議していただき、策定後は適正な業務執行がなされているかチェックしていただきました。

第3期となる本計画の策定に当たっても、3回に渡り、宮若市子ども・子育て会議を開催しています。その内容については次のとおりです。

(1) 宮若市子ども・子育て会議（第6期）の開催実績

開催日	議題
令和6年10月1日	・第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画について ・子育てに関するアンケート調査（就学前）の結果報告について
令和6年11月27日	・子育てに関するアンケート調査（小学生）の結果報告について ・アンケートの自由意見について ・第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年1月30日	・第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントの結果及び計画（案）の修正について ・子ども・若者計画調査の結果（概要）について（※） ・子どもの貧困対策計画調査の結果（概要）について（※）

※ 第1期宮若市こども計画に関する内容

(2) 宮若市子ども・子育て会議（第6期）の委員構成

宮若市子ども・子育て会議条例に基づき、次の委員構成により開催しました。

条例上の規定	委員数 (計15人)	選出母体等
第3条第1号 公募による市民	2名	
第3条第2号 子どもの保護者	4名	・保育園児保護者 ・幼稚園児保護者 ・小学生保護者 ・中学生保護者
第3条第3号 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	3名	・宮若さくらこども園 ・特定非営利活動法人育ちと学びの応援団 ・社会的養護者
第3条第4号 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者	2名	・宮若市子育て連絡会「きらりん」 ・宮若市民生委員児童委員協議会
第3条第5号 子ども・子育てに関し学識経験のある者	2名	・近畿大学九州短期大学 ・福岡教育大学
第3条第6号 関係行政機関の職員	2名	・宮若市校長会 ・福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

2. パブリックコメント

宮若市自治基本条例に基づき、本計画（案）について次のとおりパブリックコメントを実施しました。

意見の募集期間	令和6年12月18日から令和7年1月16日までの30日間
公表場所	・宮若市役所本庁多目的ホール ・若宮コミュニティセンター「ハートフル」 ・宮若市生涯学習センター「宮若リコリス」 ・宮若市公式ホームページ
意見の提出件数	12件（5名）
意見の内容と市の考え方	〔A〕 原案に修正を加え反映させたもの…4件 〔B〕 修正はしないが、何らかの方法で反映している、あるいはさせるもの（原案にすでに盛り込まれているもの、原案の考え方や姿勢に合致し、今後の具体的な取組を実行していく中で反映していくもの）…4件 〔C〕 今後の参考にさせていただくもの…3件 〔D〕 その他…1件

第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画
令和7年2月

作成 宮若市子育て福祉課
〒823-0011 宮若市宮田29番地1
電話 0949-32-0517
メールアドレス youji@city.miyawaka.lg.jp
